

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成23年8月19日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐藤 公俊
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目6番7号
【事務連絡者氏名】	阿部 一
【電話番号】	03 - 5469 - 3587
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	明治安田ライフプランファンド20 明治安田ライフプランファンド50 明治安田ライフプランファンド70
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	明治安田ライフプランファンド20 5,000億円を上限とします。 明治安田ライフプランファンド50 5,000億円を上限とします。 明治安田ライフプランファンド70 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

明治安田ライフプランファンド20、明治安田ライフプランファンド50、明治安田ライフプランファンド70（以下、上記のそれぞれをまたは上記を総称して「ファンド」または「明治安田ライフプランファンド」ということがあります。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて、発行価額の総額は5,000億円を上限とします。

なお、上記金額には下記の申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれていません。

### （４）【発行（売出）価格】

各ファンドについて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

当ファンドは、原則として、日本経済新聞朝刊に明治安田ライフプランファンド20は「プラン20」、明治安田ライフプランファンド50は「プラン50」、明治安田ライフプランファンド70は「プラン70」の銘柄名で、前日の基準価額がそれぞれ掲載されます。

### （５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

なお、確定拠出年金制度による取得申込の場合、申込手数料はかかりません。

自動けいぞく投資コース の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

自動けいぞく投資コースでは、自動継続投資契約（計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約。販売会社により名称が異なる場合があります。）を販売会社と結びます。

各ファンド間では、申込手数料なしでスイッチング が可能です。

スイッチングは、販売会社によってお取扱いが異なります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

さい。

スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。（この場合の取得申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。）

#### （６）【申込単位】

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位とします。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

#### （７）【申込期間】

平成23年8月20日（土）から平成24年8月21日（火）まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

#### （８）【申込取扱場所】

原則として販売会社の本支店等とします。

販売会社につきましては下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

#### （９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### （１０）【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。

#### （１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

#### （１２）【その他】

申込証拠金

該当事項はありません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

年1回（毎年5月20日。休業日の場合は翌営業日）

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的および基本的性格】

「明治安田ライフプランファンド」は、「明治安田ライフプランファンド20」、「明治安田ライフプランファンド50」および「明治安田ライフプランファンド70」の3本のファンドから構成され、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンド5,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより当該限度額を変更することができます。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（注）当ファンドは社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

##### 追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

##### 内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### 資産複合

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産の各資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州	ファミリー ファンド	あり ( )
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券) (資産配分固定型)))	その他 ( )	アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分表（網掛け表示部分）の定義 >

**その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）（資産配分固定型）））**

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて、主として株式、債券に投資し、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

**年1回**

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

**グローバル（日本含む）**

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む。）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**ファミリーファンド**

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

**為替ヘッジなし**

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

## ファンドの特色

明治安田ライフプランファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・外国株式・国内債券・外国債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

主として、明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・外国株式・国内債券・外国債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

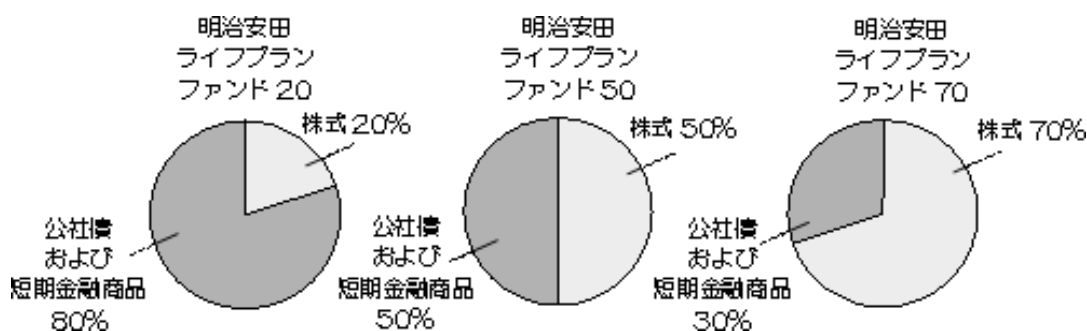
ファンドごとに基準ポートフォリオを設定し運用を行います。

	明治安田ライフ プランファンド 20 基準組入比率	明治安田ライフ プランファンド 50 基準組入比率	明治安田ライフ プランファンド 70 基準組入比率	3ファンド 共通変動幅
株式アセット	20.0%	50.0%	70.0%	±10%程度
明治安田日本株式マザーファンド	15.0%	30.0%	40.0%	±5%程度
明治安田アメリカ株式マザーファンド	2.5%	10.0%	15.0%	±5%程度
明治安田欧州株式マザーファンド	2.5%	10.0%	15.0%	±5%程度
債券アセット	77.0%	47.0%	27.0%	±10%程度
明治安田日本債券マザーファンド	62.0%	32.0%	17.0%	±5%程度
明治安田外国債券マザーファンド	15.0%	15.0%	10.0%	±5%程度
短期金融商品	3.0%	3.0%	3.0%	±5%程度

各ファンドの基準ポートフォリオの管理は、日々行います。基準ポートフォリオにおいて定める組入比率の変動幅を超過した場合は、調整売買を行い、基準ポートフォリオに戻します。（ただし、各マザーファンドの組入比率は、純資産総額に対してゼロ%を下限とします。）

基準ポートフォリオの変更は、原則として行いませんが、中長期的観点から必要と認められる場合は、見直しを行うことがあります。

資産配分の異なる3つのファンドによって、お客様のリスク許容度に合わせた資産運用が可能です。



ファンド間で購入手数料なしで、スイッチングが可能です。スイッチングは、販売会社によってお取扱いが異なります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンドの投資方針に対応します。

< 明治安田アメリカ株式マザーファンド >

原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。

< 明治安田欧州株式マザーファンド >

ファンドマネージャーの判断で適宜行う場合があります。

< 明治安田外国債券マザーファンド >

原則として行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

< マザーファンドの運用手法 >

運用ファンド	運用会社（投資顧問会社）	運用手法
明治安田 日本株式 マザーファンド	明治安田アセット マネジメント株式会社	徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと中長期成長力の観点から市場に過小評価されていると判断される銘柄を探し出し、これらを組込んだ分散ポートフォリオを構築します。
明治安田 アメリカ株式 マザーファンド	明治安田アセット マネジメント株式会社	S&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用い、ポートフォリオを構築します。クオンツ・リサーチ、ポートフォリオ管理から売買執行やポートフォリオ評価に至る一連の業務は、運用チームに一元化されています。
明治安田 欧州株式 マザーファンド	ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	経済・社会動向の調査や企業調査において、グローバル・ベースのアプローチを行うと同時に、データ化された調査結果に基づいた個別銘柄選定により、超過収益の獲得を目指した運用を行います。
明治安田 日本債券 マザーファンド	明治安田アセット マネジメント株式会社	ベンチマークに対してデュレーション・ニュートラル戦略を基本とし、信用リスク、流動性リスクに配慮しつつ、イールドカーブ戦略、個別銘柄選定を重視したアクティブ運用を行います。
明治安田 外国債券 マザーファンド	UBSグローバル・ アセット・マネジメント (UK) リミテッド	定量モデルやクレジット・リサーチによるファンダメンタルズ分析と、経済調査、市場心理、テクニカル要因などの市場動向分析を踏まえ、世界の運用拠点からもたらされる調査・分析や情報も活用し、リスク管理を踏まえた運用プロセスにより、運用を行います。

## （２）【ファンドの沿革】

- 平成12年5月31日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
- 平成16年1月1日 「YPWライフプランファンド20」から「安田ライフプランファンド20」へ、「YPWライフプランファンド50」から「安田ライフプランファンド50」へ、「YPWライフプランファンド70」から「安田ライフプランファンド70」へ、それぞれファンド名を変更
- 平成22年10月1日 ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継
- 「安田ライフプランファンド20」から「明治安田ライフプランファンド20」へ、「安田ライフプランファンド50」から「明治安田ライフプランファンド50」へ、「安田ライフプランファンド70」から「明治安田ライフプランファンド70」へ、ファンド名変更
- 「安田日本株マザーファンド」から「明治安田日本株式マザーファンド」へ、「安田欧州株マザーファンド」から「明治安田欧州株式マザーファンド」へ、「安田日本債券マザーファンド」から「明治安田日本債券マザーファンド」へ、「安田外国債券マザーファンド」から「明治安田外国債券マザーファンド」へ、「安田アメリカ株マザーファンド」から「明治安田アメリカ株式マザーファンド」へ、ファンド名変更
- 平成22年10月1日 投資対象である明治安田外国債券マザーファンドについて投資顧問会社を「UBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インク」から「UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド」に変更
- 平成23年4月1日 投資対象である明治安田アメリカ株式マザーファンドに関し、UBSグローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インクとの運用指図に関する権限の委託契約を解除

「明治安田ライフプランファンド」のマザーファンドである「明治安田日本株式マザーファンド」、「明治安田欧州株式マザーファンド」および「明治安田日本債券マザーファンド」については平成12年1月28日に、「明治安田外国債券マザーファンド」については平成12年3月24日に、「明治安田アメリカ株式マザーファンド」については平成12年4月25日に、それぞれ信託契約が委託会社と受託会社の間で締結されています。

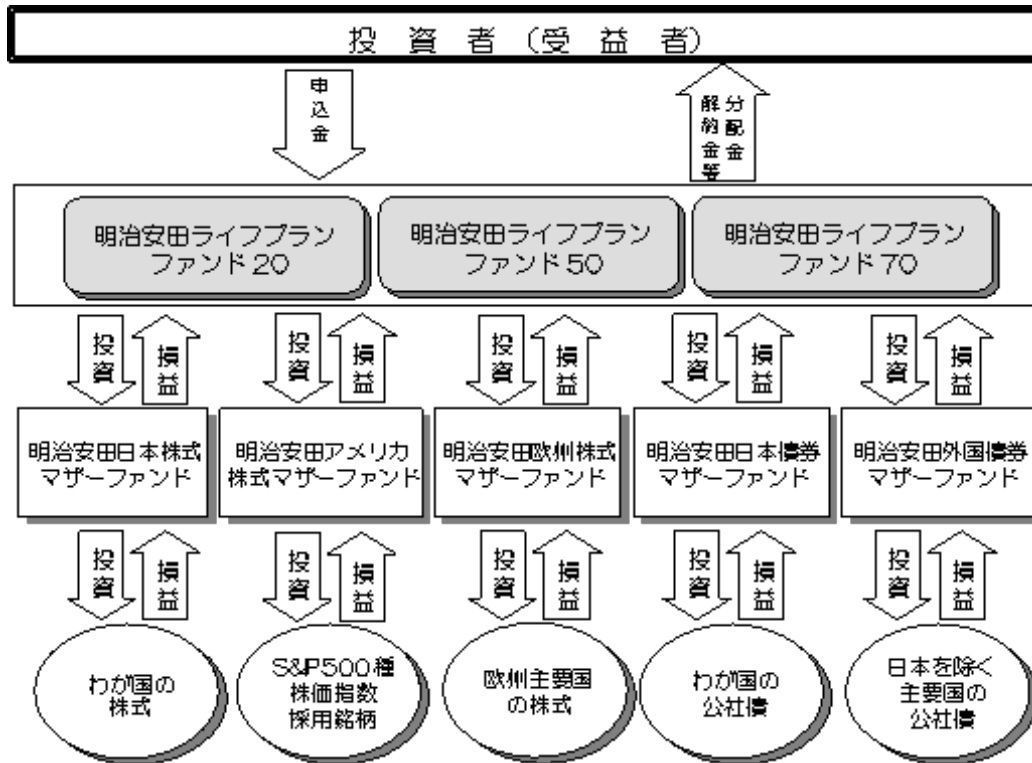
## （３）【ファンドの仕組み】

### ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



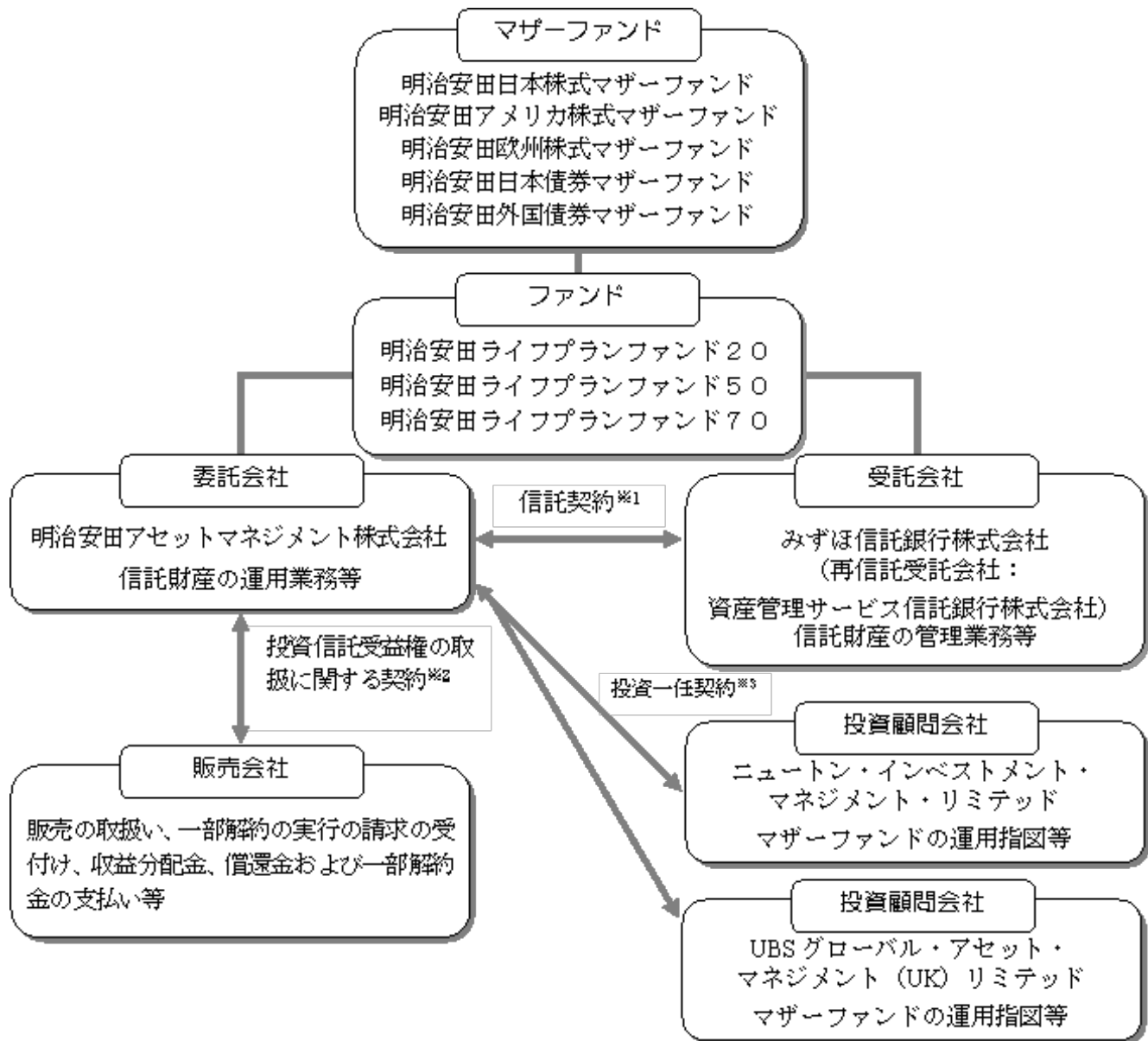


損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

#### 委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社  
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）：みずほ信託銀行株式会社  
信託財産の保管・管理業務等を行います。  
（受託者は信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. 販売会社  
ファンドの販売会社としての募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。
4. 投資顧問会社  
UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド  
（「UBS社」ということがあります。）  
明治安田外国債券マザーファンドの運用指図を行います。

ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド  
（「ニュートン社」ということがあります。）  
明治安田欧州株式マザーファンドの運用指図を行います。



### 1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

### 2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

### 3 投資一任契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資一任契約」を締結しており、運用指図に関する権限委託の内容およびこれに係る事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等を規定しています。

## 委託会社等の概況

1. 資本金：10億円（本書提出日現在）

2. 沿革：昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立  
 平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更  
 平成12年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更  
 平成12年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更  
 平成21年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更  
 平成22年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ アジア パシフィック ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 80335 ミュンヘン ジーデル シュトラッセ 24-24a	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 1．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### 2．運用方法

##### (1)投資対象

明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

##### (2)投資態度

明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの各受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。

各ファンドについて、以下を基準ポートフォリオとして運用を行います。

##### <明治安田ライフプランファンド20>

株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の20%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の80%程度とします。

##### <明治安田ライフプランファンド50>

株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の50%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の50%程度とします。

##### <明治安田ライフプランファンド70>

株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の70%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の30%程度とします。

各ファンドの基準ポートフォリオの変更は、原則として行いませんが、中長期的観点から必要と認められる場合は、見直しを行うことがあります。株式部分と公社債部分の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下10%程度以内に、各マザーファンド受益証券（短期金融商品を含みます。）の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下5%程度以内に抑制しつつ運用を行います。（ただし、各マザーファンドの組入比率は、純資産総額に対してゼロ%を下限とします。）

設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。

外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンド受益証券の投資方針に対応します。

##### <明治安田アメリカ株式マザーファンド>

原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。

##### <明治安田欧州株式マザーファンド>

ファンドマネージャーの判断で適宜行う場合があります。

##### <明治安田外国債券マザーファンド>

原則として行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行

うことがあります。

## マザーファンドの投資方針

### < 明治安田日本株式マザーファンド >

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式に投資し、TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

銘柄選定にあたっては、徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと持続的成長性の観点から市場において過小評価されている企業を探し出し、これらを組んだ分散ポートフォリオを構築し超過収益の獲得を目指します。

ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。

株式の組入れ比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（株東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

### < 明治安田アメリカ株式マザーファンド >

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

S&P500種株価指数採用銘柄を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

S&P500種株価指数をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

S&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用いてポートフォリオを構築します。

株式の組入れ比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。

外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等によって為替ヘッジを行う場合があります。

S&P500種株価指数（以下「S&P500」ということがあります。）とは、米国の上場、店頭銘柄のうち主要業種から選ばれた500銘柄で構成される市場全体の動きを表す代表的指数であり、時価総額加重平均指数です。

「S&P500」は、スタンダード・プアーズ・ファイナンシャル・サービシーズ・エル・エル・シーの所有する登録商標であり、当社に対して利用許諾が与えられています。スタンダード・プアーズは、「本商品」を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また「本商品」への投資適合性についていかなる表明・保証・条件付け等するものではありません。

当ファンドにおけるクオンツ手法とは、マーケットや個別銘柄の株価変動に影響を与えるファクターを特定化・計量化し、その中でも様々な運用環境下で有効だと考えられるファクターを組合わせて構築される独自モデル（株式ランキングシステム）により計測された個別銘柄株式ランキングに基づき運用を行う手法です。この運用プロセスは一貫して定量的に遂行されていきます。

本商品は、スタンダード&プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）によって支持、保証、販売又は販売促進されるものではない。S&Pは、明示的にも暗示的にも、本商品の所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または本商品に関する投資について、またS&P500が市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、何ら表明、条件付け又は保証するものではない。S&Pの当社に対する唯一の関係は、S&P及びS&P500の登録商標についての利用許諾を与えることである。S&Pは、S&P500に関する決定、作成及び計算において、当社又は本商品の所有者の要求等を考慮に入れずに行う。S&Pは本商品の販売に関する時期、価格の決定、又は本商品を現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていない。S&Pは、本商品の管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を何ら負うものではない。

S&Pは、S&P500の計算及びその元になるデータの正確性や完全性を保証するものではない。S&Pは、S&P500に含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負わない。S&Pは、S&P500又はそれらに含まれるデータの使用により、当社、本商品の所有者又はその他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証しない。S&Pは、S&P500又はそれらに含まれるデータに関して、商品性の保証や適合性について何ら保証するものではないことを明示し、かつそれに関して明示もしくは暗示の保証を行わない。以上のことに関わらず、特定の、罰則的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&Pが責任を負うことはない。

## < 明治安田欧州株式マザーファンド >

### 1．基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

### 2．運用方法

#### (1) 投資対象

欧州主要国の株式を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

欧州各国の株式に投資し、MSCIヨーロッパ指数をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

グローバルな産業、市場、経済動向の分析、把握をベースに、産業および株式分析チームの調査や市場動向、テーマ性を勘案のうえ、欧州株式市場の中から、持続的な競争力優位を有する銘柄を厳選し、分散投資に配慮しつつ総合的にポートフォリオを構築します。

ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。

運用指図に関する権限は、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。

外貨建資産の為替ヘッジは、ファンドマネージャーの判断で適宜行う場合があります。

MSCIヨーロッパ指数とは、欧州諸国企業の株価から構成される指数（インデックス）です。MSCIインデックスは、MSCI Inc.の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc.のサービスマークです。MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられております。またこれらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。



## < 明治安田日本債券マザーファンド >

### 1. 基本方針

この投資信託は、主として公社債への投資を行うことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

わが国の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

シティグループ日本国債インデックスをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

投資に際しては、内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。

投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、金利動向予測、イールドカーブ分析等を行い、国債、政府保証債、公共債等をポートフォリオの核とし、信用リスク、流動性および分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスクの低減を図りつつ投資を行います。

公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

原則としてわが国の公社債に投資するファンドですが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為替はフルヘッジとします。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

シティグループ日本国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した債券指数で、日本の代表的な国債のパフォーマンスを時価総額加重平均で表しています。シティグループ日本国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。

格付とは、格付機関によって国や企業が発行する債券に付与される等級のことをいいます。債券の信用力や元本や利息の支払い能力等を格付機関が総合的に分析し、ランク付けしたものです。格付については、格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ社（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ社（S&P）等の格付機関によって付与される格付を用います。以下同じ。

## < 明治安田外国債券マザーファンド >

### 1．基本方針

この投資信託は、主として日本を除く主要国の公社債への投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

### 2．運用方法

#### (1) 投資対象

日本を除く主要国の公社債を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

日本を除く主要国の公社債を中心に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。

投資に際しては、いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。

運用指図に関する権限は、UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに委託します。

ポートフォリオの構築にあたっては、市場のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析、センチメント分析等を行いつつ、信用リスク、流動性リスクおよび分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスク低減を図りつつ、投資を行います。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した債券指数で、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。シティグループ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。

## （２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）
  - ハ．金銭債権
  - ニ．約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ．為替手形

運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として1.から5.までの明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された、マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の6.から27.までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 明治安田日本株式マザーファンド
2. 明治安田欧州株式マザーファンド
3. 明治安田アメリカ株式マザーファンド
4. 明治安田日本債券マザーファンド
5. 明治安田外国債券マザーファンド
6. 株券または新株引受権証券
7. 国債証券
8. 地方債証券
9. 特別の法律により法人の発行する債券
10. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
11. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
12. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
13. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
14. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
15. コマーシャル・ペーパー
16. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、6.から16.の証券または証書の性質を有するもの
18. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
19. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
20. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
21. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
22. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
23. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
24. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託

の受益証券に限ります。）

25. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

26. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

27. 外国の者に対する権利で前26.の有価証券の性質を有するもの

なお、6.の証券または証書、17.ならびに22.の証券または証書のうち6.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、7.から11.までの証券ならびに17.および22.の証券または証書のうち7.から11.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、18.および19.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### （３）【運用体制】

#### １．運用体制

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

各マザーファンドの運用につきましては、前記「１ ファンドの性格（２）ファンドの仕組み < マザーファンドの運用手法 >」ならびに「２ 投資方針 マザーファンドの投資方針」をご覧ください。

各ファンドの基準ポートフォリオの管理は、明治安田アセットマネジメント株式会社において日々行います。基準ポートフォリオにおいて定める組入比率の変動幅を超過した場合は、調整売買を行い、当初の基準ポートフォリオに戻します。

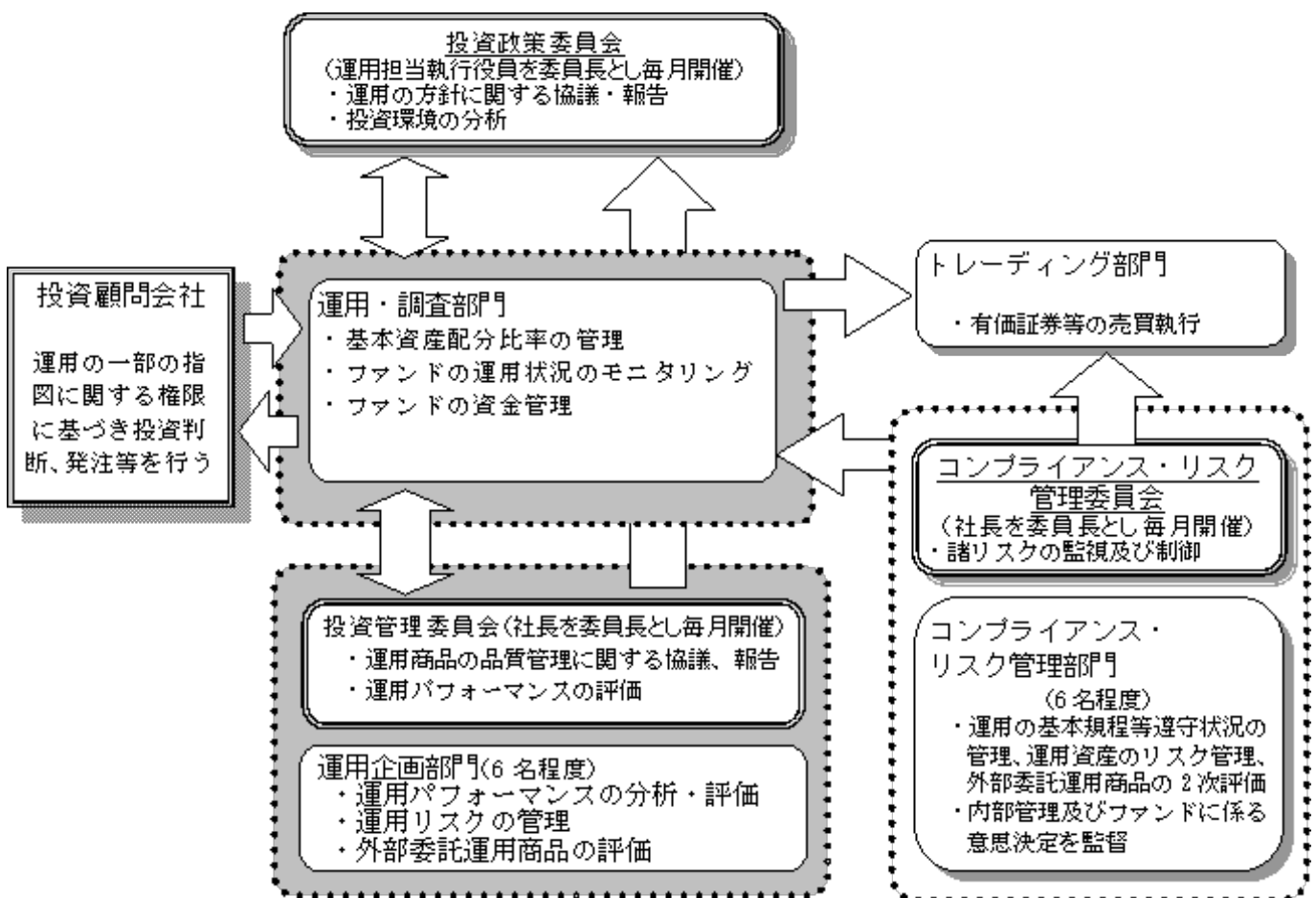
当ファンドの委託会社における運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、ファンドコンセプト、運用ガイドライン等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき運用を行います。

ファンドに関する運用ガイドライン等の遵守状況のチェック、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。投資顧問会社（外部委託先）に対しチェック結果のフィードバック等を行い、必要に応じて状況改善を指示します。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行います。運用企画部は投資顧問会社（外部委託先）に対し評価結果のフィードバック等を行い、必要に応じて状況改善を指示します。



ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

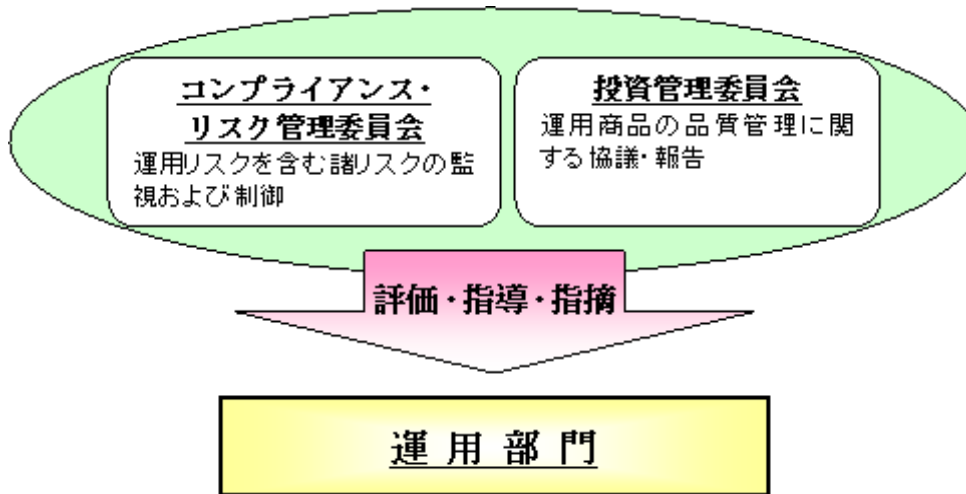
#### ２．内部管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種

委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



ファンドの内部管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。

ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

#### < 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

#### （４）【分配方針】

年１回（毎年５月２０日、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて、収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### （５）【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

##### < 明治安田ライフプランファンド20 >

- ・ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以下とします。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

##### < 明治安田ライフプランファンド50 >

- ・ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の65%以下とします。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以下とします。

##### < 明治安田ライフプランファンド70 >

- ・ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の85%以下とします。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。

##### < 各ファンド共通 >

#### 1. 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### 2. 同一銘柄の株式等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超える投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 3. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

#### 4. 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

#### 5. 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 6. 信用取引の指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前 の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出により取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### 7. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### 8. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記



純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 9. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 10. 有価証券の貸付の指図および範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 11. 公社債の空売りの指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

#### 12. 公社債の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

前の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

#### 13. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 14. 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前 の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前 の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 15. 資金の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

##### 法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

##### <同一株式の投資制限>

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

##### <投資運用業に関する禁止行為>

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### （1）ファンドの主なリスクと留意点

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて間接的に、国内外の株式および債券等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

##### 1. 値動きの主な要因

###### 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

###### 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

###### 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

##### 2. その他の留意点

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

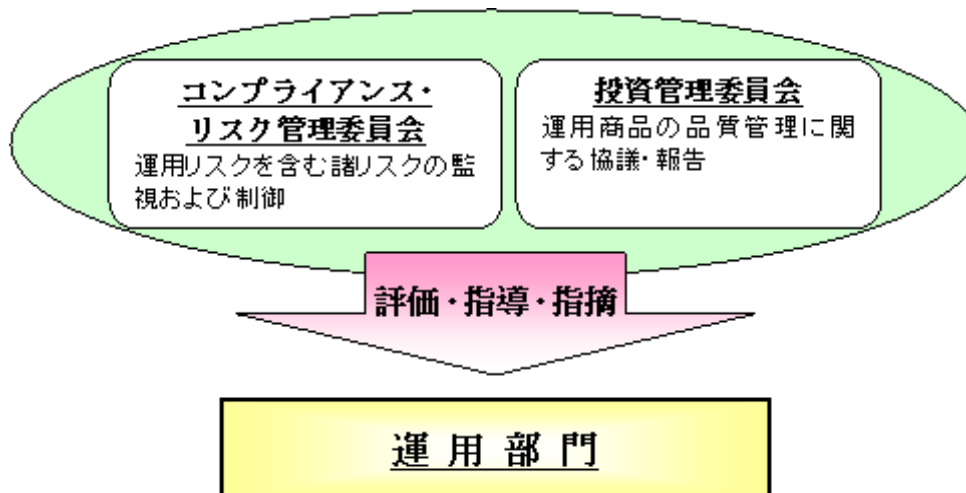
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## （２）リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

## 4【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

なお、確定拠出年金制度による取得申込の場合、申込手数料はかかりません。

自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

各ファンド間では、申込手数料なしでスイッチングが可能です。

スイッチングは、販売会社によってお取扱いが異なります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。（この場合の取得申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。）

### （２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

信託財産留保額はありませぬ。

### （３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の率を乗じて得た額とします。委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、次の通りとします。

（年率）

ファンド名	合計	内訳
明治安田ライフプランファンド 20	0.945% （税抜0.90%）	委託会社 0.504%（税抜0.48%） 販売会社 0.3885%（税抜0.37%） 受託会社 0.0525%（税抜0.05%）
明治安田ライフプランファンド 50	1.239% （税抜1.18%）	委託会社 0.609%（税抜0.58%） 販売会社 0.5565%（税抜0.53%） 受託会社 0.0735%（税抜0.07%）
明治安田ライフプランファンド 70	1.3755% （税抜1.31%）	委託会社 0.6615%（税抜0.63%） 販売会社 0.630%（税抜0.60%） 受託会社 0.084%（税抜0.08%）

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

投資顧問報酬

委託会社の報酬には次のマザーファンドの運用権限の一部を委託している各投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。各投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された投資顧問報酬額のうち、各ファンドに係る金額の合計となります。

ファンド名	投資顧問会社	算出方法
明治安田 欧州株式 マザーファンド	ニュートン・インベストメント・ マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額
明治安田 外国債券 マザーファンド	UBSグローバル・アセット・マネジ メント（UK）リミテッド	マザーファンドの純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年10,000分の32.5の率を乗じて得た額

明治安田欧州株式マザーファンドの平均純資産総額とは、当該マザーファンドの毎計算期間を、最初の6ヶ月間と後半の6ヶ月間とに区分し、それぞれの期間における当該マザーファンドの毎日の信託財産の純資産総額を合計した金額を当該運用日数（休日を含む）で除して得られる額です。

#### （４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等相当額および受託会社が立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額、ならびに先物・オプション取引に要する費用、信託財産を外国で保管する場合の費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## （５）【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

### 1) 個人の受益者に対する課税

#### < 収益分配金の課税 >

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

#### < 一部解約時および償還時の課税 >

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

平成25年12月31日まで適用される税率です。平成26年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

#### < 損益通算について >

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）と損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

### 2) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

平成25年12月31日まで適用される税率です。平成26年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

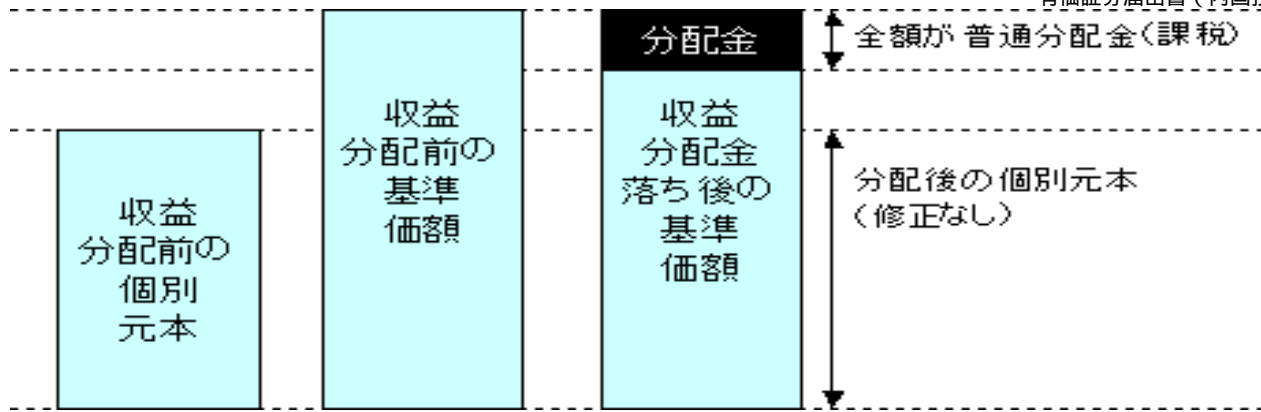
個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

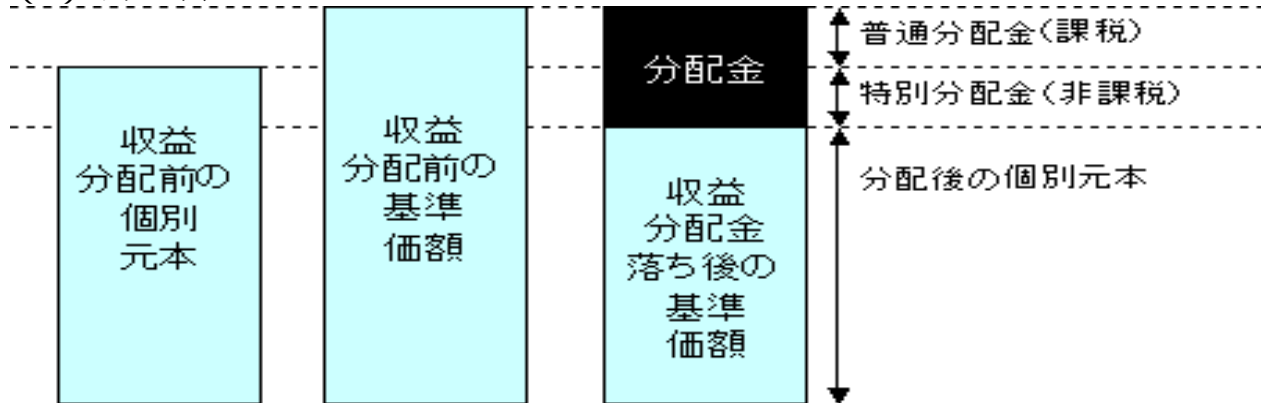
収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、（1）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（2）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

### （1）のケース



## (2) のケース



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税制が改正された場合等は、「課税上の取扱い」の内容が変更となることがあります。

課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。



## 5【運用状況】

以下は平成23年6月30日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

## (1)【投資状況】

## 明治安田ライフプランファンド20

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
明治安田日本株式マザーファンド受益証券	243,770,392	15.82
明治安田アメリカ株式マザーファンド受益証券	49,521,365	3.21
明治安田欧州株式マザーファンド受益証券	46,823,753	3.04
明治安田日本債券マザーファンド受益証券	935,114,139	60.68
明治安田外国債券マザーファンド受益証券	228,048,235	14.80
小計	1,503,277,884	97.55
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	37,691,026	2.45
合計（純資産総額）	1,540,968,910	100.00

## 明治安田ライフプランファンド50

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
明治安田日本株式マザーファンド受益証券	359,949,343	31.19
明治安田アメリカ株式マザーファンド受益証券	142,853,252	12.38
明治安田欧州株式マザーファンド受益証券	128,677,732	11.15
明治安田日本債券マザーファンド受益証券	343,506,905	29.76
明治安田外国債券マザーファンド受益証券	152,675,751	13.23
小計	1,127,662,983	97.70
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	26,571,259	2.30
合計（純資産総額）	1,154,234,242	100.00

## 明治安田ライフプランファンド70

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
明治安田日本株式マザーファンド受益証券	256,527,379	39.92
明治安田アメリカ株式マザーファンド受益証券	106,797,414	16.62
明治安田欧州株式マザーファンド受益証券	102,198,328	15.90
明治安田日本債券マザーファンド受益証券	103,891,189	16.17
明治安田外国債券マザーファンド受益証券	58,462,884	9.10
小計	627,877,194	97.71
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	14,696,446	2.29
合計（純資産総額）	642,573,640	100.00

## （参考）マザーファンドの投資状況

## 明治安田日本株式マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	4,288,662,200	97.74
小計		4,288,662,200	97.74
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		99,127,530	2.26
合計（純資産総額）		4,387,789,730	100.00

## 明治安田アメリカ株式マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	1,038,926,738	96.83
投資信託受益証券	アメリカ	17,405,932	1.62
投資証券	アメリカ	7,254,234	0.68
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		9,361,744	0.87
合計（純資産総額）		1,072,948,648	100.00

## 明治安田欧州株式マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	イギリス	560,724,855	30.79
	スイス	328,953,608	18.06
	ドイツ	267,580,877	14.69
	フランス	155,756,412	8.55
	オランダ	76,330,817	4.19
	スウェーデン	69,140,460	3.80
	ベルギー	62,900,082	3.45
	ノルウェー	53,377,662	2.93
	スペイン	51,449,987	2.82
	アイルランド	36,638,728	2.01
	イタリア	36,051,323	1.98
	デンマーク	28,941,278	1.59
小計		1,727,846,089	94.87
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		93,429,117	5.13
合計（純資産総額）		1,821,275,206	100.00

## 明治安田日本債券マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	2,855,797,410	76.39
社債券	日本	703,278,000	18.81
特殊債券	日本	107,444,000	2.87
小計		3,666,519,410	98.07
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		72,111,047	1.93
合計（純資産総額）		3,738,630,457	100.00

## 明治安田外国債券マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	1,189,246,142	35.94
	ドイツ	504,830,908	15.26
	イタリア	359,245,551	10.86
	イギリス	234,657,545	7.09
	ベルギー	194,434,378	5.88
	スペイン	81,651,483	2.47
	デンマーク	42,203,700	1.28
	ポーランド	38,237,642	1.16
	メキシコ	36,837,063	1.11
	オーストリア	32,002,476	0.97
	スウェーデン	26,377,651	0.80
特殊債券	ドイツ	120,532,413	3.64
	国際機関	48,125,149	1.45
	オーストリア	46,412,656	1.40
	イギリス	25,276,381	0.76
社債券	イギリス	143,938,846	4.35
	アメリカ	81,814,374	2.47
	スイス	17,983,428	0.54
小計		3,223,807,786	97.43
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		84,980,535	2.57
合計（純資産総額）		3,308,788,321	100.00

## （２）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

明治安田ライフプランファンド20

## 1. 上位銘柄

順位	銘柄名	国名／業種 種類	数量（口）	簿価単価／ 簿価額（円）	評価単価／ 評価額（円）	投資 比率 （％）
1	明治安田日本債券マザーファンド	日本／- 親投資信託受益証券	756,136,605	1.2322 931,752,314	1.2367 935,114,139	60.68
2	明治安田日本株式マザーファンド	日本／- 親投資信託受益証券	419,426,002	0.5648 236,899,229	0.5812 243,770,392	15.82
3	明治安田外国債券マザーファンド	日本／- 親投資信託受益証券	131,987,635	1.7426 230,012,507	1.7278 228,048,235	14.80
4	明治安田アメリカ株式マザーファンド	日本／- 親投資信託受益証券	62,244,049	0.8266 51,456,104	0.7956 49,521,365	3.21
5	明治安田欧州株式マザーファンド	日本／- 親投資信託受益証券	44,412,173	1.0956 48,662,227	1.0543 46,823,753	3.04

## 2. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.55
合計	97.55

明治安田ライフプランファンド50

## 1. 上位銘柄

順位	銘柄名	国名／業種 種類	数量（口）	簿価単価／ 簿価額（円）	評価単価／ 評価額（円）	投資 比率 （％）
1	明治安田日本株式マザーファンド	日本／- 親投資信託受益証券	619,320,963	0.5649 349,875,141	0.5812 359,949,343	31.19
2	明治安田日本債券マザーファンド	日本／- 親投資信託受益証券	277,760,900	1.2322 342,278,238	1.2367 343,506,905	29.76
3	明治安田外国債券マザーファンド	日本／- 親投資信託受益証券	88,364,250	1.7424 153,974,044	1.7278 152,675,751	13.23
4	明治安田アメリカ株式マザーファンド	日本／- 親投資信託受益証券	179,554,113	0.8265 148,409,079	0.7956 142,853,252	12.38
5	明治安田欧州株式マザーファンド	日本／- 親投資信託受益証券	122,050,396	1.0954 133,696,792	1.0543 128,677,732	11.15

## 2. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.70
合計	97.70

## 明治安田ライフプランファンド70

## 1. 上位銘柄

順位	銘柄名	国名/業種 種類	数量(口)	簿価単価/ 簿価額(円)	評価単価/ 評価額(円)	投資 比率 (%)
1	明治安田日本株式マザーファンド	日本/- 親投資信託受益証券	441,375,395	0.5649 249,341,902	0.5812 256,527,379	39.92
2	明治安田アメリカ株式マザーファンド	日本/- 親投資信託受益証券	134,235,061	0.8260 110,879,151	0.7956 106,797,414	16.62
3	明治安田日本債券マザーファンド	日本/- 親投資信託受益証券	84,006,784	1.2323 103,522,776	1.2367 103,891,189	16.17
4	明治安田欧州株式マザーファンド	日本/- 親投資信託受益証券	96,934,770	1.0949 106,138,355	1.0543 102,198,328	15.90
5	明治安田外国債券マザーファンド	日本/- 親投資信託受益証券	33,836,604	1.7423 58,954,829	1.7278 58,462,884	9.10

## 2. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.71
合計	97.71

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドの投資比率

明治安田日本株式マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

## 1. 上位銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	68,100	2,949.75	200,877,975	2,468.00	168,070,800	3.83
2	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	1,129	148,530.49	167,690,925	143,000.00	161,447,000	3.68
3	日本	株式	日立製作所	電気機器	334,000	457.33	152,751,483	473.00	157,982,000	3.60
4	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	163,900	848.77	139,113,403	842.00	138,003,800	3.15
5	日本	株式	小松製作所	機械	52,000	2,541.86	132,176,799	2,497.00	129,844,000	2.96
6	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	41,500	3,393.65	140,836,532	3,085.00	128,027,500	2.92
7	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	316,800	454.54	143,998,650	390.00	123,552,000	2.82
8	日本	株式	三井物産	卸売業	85,800	1,445.90	124,059,058	1,384.00	118,747,200	2.71
9	日本	株式	キヤノン	電気機器	31,000	4,082.27	126,550,370	3,810.00	118,110,000	2.69
10	日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	286,000	388.80	111,196,800	379.00	108,394,000	2.47
11	日本	株式	丸紅	卸売業	182,000	637.24	115,977,680	532.00	96,824,000	2.21
12	日本	株式	村田製作所	電気機器	16,000	5,924.26	94,788,160	5,350.00	85,600,000	1.95
13	日本	株式	日本ペイント	化学	133,000	654.90	87,101,700	642.00	85,386,000	1.95
14	日本	株式	オリックス	その他金融業	10,610	8,431.46	89,457,804	7,790.00	82,651,900	1.88
15	日本	株式	日本電産	電気機器	11,100	8,002.98	88,833,141	7,440.00	82,584,000	1.88
16	日本	株式	日清食品ホールディングス	食料品	28,200	2,916.76	82,252,797	2,927.00	82,541,400	1.88
17	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	26,400	3,131.68	82,676,352	3,115.00	82,236,000	1.87
18	日本	株式	三菱電機	電気機器	88,000	999.07	87,918,160	930.00	81,840,000	1.87
19	日本	株式	イオン	小売業	79,200	1,059.51	83,913,192	968.00	76,665,600	1.75
20	日本	株式	ニコン	精密機器	36,800	1,968.43	72,438,234	1,889.00	69,515,200	1.58
21	日本	株式	S M C	機械	4,600	14,357.63	66,045,098	14,440.00	66,424,000	1.51
22	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	492,100	168.21	82,780,821	132.00	64,957,200	1.48
23	日本	株式	パナソニック	電気機器	64,700	1,140.34	73,780,240	980.00	63,406,000	1.45
24	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	160,000	360.19	57,630,400	363.00	58,080,000	1.32
25	日本	株式	横浜ゴム	ゴム製品	123,000	421.69	51,868,568	462.00	56,826,000	1.30
26	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	18,600	2,764.00	51,410,400	3,030.00	56,358,000	1.28
27	日本	株式	関西電力	電気・ガス業	33,100	1,926.46	63,765,937	1,600.00	52,960,000	1.21
28	日本	株式	三菱地所	不動産業	37,000	1,630.00	60,310,000	1,406.00	52,022,000	1.19
29	日本	株式	ナブテスコ	機械	26,200	1,965.75	51,502,784	1,938.00	50,775,600	1.16
30	日本	株式	大同特殊鋼	鉄鋼	89,000	450.68	40,111,191	536.00	47,704,000	1.09

## 2.業種別の投資比率

業種名	投資比率(%)	業種名	投資比率(%)
電気機器	15.91	保険業	1.50
輸送用機器	10.37	石油・石炭製品	1.41
銀行業	9.03	空運業	1.41
化学	7.26	ゴム製品	1.30
機械	7.20	繊維製品	1.22
情報・通信業	6.37	不動産業	1.19
卸売業	5.45	証券、商品先物取引業	1.07
小売業	4.19	その他製品	1.04
医薬品	3.39	建設業	1.00
食料品	3.38	サービス業	0.98
電気・ガス業	2.53	非鉄金属	0.97
鉄鋼	2.26	ガラス・土石製品	0.96
その他金融業	1.88	金属製品	0.90
精密機器	1.58	パルプ・紙	0.45
陸運業	1.54	合計	97.74

**投資不動産物件**

該当事項はありません。

**その他投資資産の主要なもの**

該当事項はありません。

## 明治安田アメリカ株式マザーファンド

## 1. 上位銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	5,580	6,765.17	37,749,670	6,478.58	36,150,490	3.37
2	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	1,110	27,279.51	30,280,258	26,967.04	29,933,424	2.79
3	アメリカ	株式	INTL BUSINESS MACHINES CORP	ソフトウェア・サービ ス	1,560	13,352.42	20,829,789	13,767.69	21,477,602	2.00
4	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	2,570	8,504.74	21,857,183	8,176.33	21,013,179	1.96
5	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービ ス	9,500	2,033.58	19,319,092	2,068.30	19,648,874	1.83
6	アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	7,570	2,447.30	18,526,068	2,523.61	19,103,801	1.78
7	アメリカ	投資信 託受益証 券	SPDR S&P 500 ETF TRUST	その他	1,649	10,497.63	17,310,607	10,555.44	17,405,932	1.62
8	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	11,160	1,635.58	18,253,182	1,498.34	16,721,572	1.56
9	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノ ロジー・ライフサイエ ンス	2,890	5,091.34	14,714,001	5,353.20	15,470,766	1.44
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	4,540	3,605.40	16,368,524	3,265.52	14,825,499	1.38
11	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・ パーソナル用品	2,880	5,170.41	14,890,797	5,049.66	14,543,025	1.36
12	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	6,270	2,427.55	15,220,745	2,266.09	14,208,391	1.32
13	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノ ロジー・ライフサイエ ンス	8,290	1,657.38	13,739,737	1,668.68	13,833,432	1.29
14	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装 置	7,690	1,605.06	12,342,988	1,726.81	13,279,205	1.24
15	アメリカ	株式	WAL-MART STORES INC	食品・生活必需品小売 り	2,880	4,306.94	12,404,003	4,249.62	12,238,926	1.14
16	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	4,070	3,006.51	12,236,523	2,964.40	12,065,130	1.12
17	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	保険	1,920	6,498.76	12,477,628	6,218.63	11,939,773	1.11
18	アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	2,200	5,414.56	11,912,034	5,385.49	11,848,096	1.10
19	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	2,000	5,366.74	10,733,492	5,341.90	10,683,808	1.00
20	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービ ス	3,980	2,721.40	10,831,205	2,618.07	10,419,934	0.97
21	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	1,720	5,427.24	9,334,859	5,647.87	9,714,337	0.91
22	アメリカ	株式	CONOCOPHILLIPS	エネルギー	1,620	6,309.04	10,220,660	5,975.63	9,680,528	0.90
23	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービ ス	240	42,103.11	10,104,748	40,168.82	9,640,518	0.90
24	アメリカ	株式	UNITED TECHNOLOGIES CORP	資本財	1,380	6,648.92	9,175,513	6,980.72	9,633,397	0.90
25	アメリカ	株式	HEWLETT-PACKARD CO	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	3,310	3,228.39	10,685,979	2,869.95	9,499,539	0.89
26	アメリカ	株式	SCHLUMBERGER LTD	エネルギー	1,340	6,953.27	9,317,388	6,879.00	9,217,864	0.86
27	アメリカ	株式	CITIGROUP INC	各種金融	2,740	3,657.06	10,020,369	3,350.29	9,179,808	0.86
28	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノ ロジー・ライフサイエ ンス	3,070	2,747.65	8,435,305	2,833.62	8,699,222	0.81
29	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	各種金融	9,670	996.2	9,633,333	899.33	8,696,542	0.81
30	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・ サービス	2,030	3,583.11	7,273,726	4,160.82	8,446,473	0.79

(注) 円換算評価額は円単位で表示しています。



## 2. 株式の業種別の投資比率

業種名	投資比率(%)	業種名	投資比率(%)
エネルギー	12.34	電気通信サービス	3.22
資本財	8.93	メディア	3.14
ソフトウェア・サービス	8.07	公益事業	2.81
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.28	半導体・半導体製造装置	2.40
各種金融	7.20	運輸	2.14
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.74	家庭用品・パーソナル用品	2.04
食品・飲料・タバコ	5.15	銀行	1.89
ヘルスケア機器・サービス	5.14	消費者サービス	1.73
保険	4.32	自動車・自動車部品	0.55
小売	4.12	耐久消費財・アパレル	0.41
食品・生活必需品小売り	3.38	不動産	0.29
素材	3.27	商業・専門サービス	0.28
		合計	96.83

## 3. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
株式	96.83
投資信託受益証券	1.62
投資証券	0.68
合計	99.13

**投資不動産物件**

該当事項はありません。

**その他投資資産の主要なもの**

該当事項はありません。

## 明治安田欧州株式マザーファンド

## 1. 上位銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	19,959	4,913.97	98,078,091	4,570.19	91,216,553	5.01
2	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエ ンス	16,942	5,182.68	87,805,029	4,903.34	83,072,555	4.56
3	イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	141,608	630	89,213,729	583.16	82,581,030	4.53
4	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエ ンス	5,161	13,670.63	70,554,143	13,580.00	70,086,380	3.85
5	イギリス	株式	TESCO PLC	食品・生活必需 品 小売り	130,389	519.11	67,687,537	516.19	67,306,794	3.70
6	ドイツ	株式	BAYER AG-REG	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエ ンス	8,983	6,496.48	58,357,904	6,401.66	57,506,144	3.16
7	ノルウェー	株式	DNB NOR ASA	銀行	47,992	1,195.49	57,374,310	1,112.21	53,377,662	2.93
8	スイス	株式	SYNGENTA AG-REG	素材	1,823	28,489.86	51,937,033	27,247.29	49,671,827	2.73
9	ドイツ	株式	K+S AG	素材	7,656	6,518.96	49,909,230	6,273.13	48,027,156	2.64
10	イギリス	株式	BARCLAYS PLC	銀行	143,565	338.26	48,562,858	323.47	46,439,924	2.55
11	イギリス	株式	CENTRICA PLC	公益事業	105,797	423.89	44,846,386	421.65	44,609,856	2.45
12	スウェー デン	株式	TELIASONERA AB	電気通信サー ビス	73,364	661.7	48,545,226	581.9	42,691,245	2.34
13	オランダ	株式	QIAGEN N.V.	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエ ンス	25,240	1,636.46	41,304,388	1,527.09	38,543,973	2.12
14	オランダ	株式	AEGON NV	保険	70,690	609.28	43,070,099	534.54	37,786,844	2.07
15	ベルギー	株式	UMICORE	素材	8,390	4,326.50	36,299,400	4,382.08	36,765,686	2.02
16	ドイツ	株式	ALLIANZ SE-REG	保険	3,310	11,232.47	37,179,477	11,089.28	36,705,531	2.02
17	アイル ランド	株式	CRH PLC	素材	21,145	1,832.05	38,738,811	1,732.73	36,638,728	2.01
18	イタリア	株式	ENI SPA	エネルギー	19,141	2,021.77	38,698,854	1,883.46	36,051,323	1.98
19	イギリス	株式	SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	公益事業	19,854	1,585.91	31,486,688	1,814.32	36,021,596	1.98
20	ドイツ	株式	FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	ヘルスケア機器 ・ サービス	6,021	4,947.00	29,785,920	5,964.68	35,913,350	1.97
21	イギリス	株式	COBHAM PLC	資本財	131,629	281.59	37,065,938	272.66	35,890,986	1.97
22	フランス	株式	L'OREAL	家庭用品・ パーソナル用品	3,428	9,830.91	33,700,385	10,396.42	35,638,938	1.96
23	ドイツ	株式	INFINEON TECHNOLOGIES AG	半導体・ 半導体製造装置	39,003	879.8	34,315,042	897.21	34,994,050	1.92
24	イギリス	株式	SERCO GROUP PLC	商業・専門サー ビス	48,647	770.79	37,497,062	717.03	34,881,576	1.92
25	スイス	株式	UBS AG-REG	各種金融	23,677	1,595.12	37,767,677	1,455.00	34,450,035	1.89
26	スイス	株式	JULIUS BAER GROUP LTD	各種金融	10,459	3,602.27	37,676,221	3,286.35	34,372,039	1.89
27	ドイツ	株式	SAP AG	ソフトウェア・ サービス	6,660	4,753.77	31,660,155	4,828.99	32,161,121	1.77
28	デンマーク	株式	PANDORA A/S	耐久消費財・ アパレル	11,401	4,598.50	52,427,546	2,538.48	28,941,278	1.59
29	フランス	株式	SES	メディア	12,873	2,092.09	26,931,527	2,245.08	28,900,921	1.59
30	スイス	株式	WEATHERFORD INTL LTD	エネルギー	18,721	2,300.85	43,074,395	1,509.31	28,255,979	1.55

(注) 円換算評価額は円単位で表示しています。

## 2.株式の業種別の投資比率

業種名	投資比率(%)	業種名	投資比率(%)
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	14.94	食品・生活必需品小売り	3.70
エネルギー	14.24	ヘルスケア機器・サービス	3.19
素材	13.07	ソフトウェア・サービス	3.13
保険	6.93	家庭用品・パーソナル用品	1.96
公益事業	5.89	商業・専門サービス	1.92
銀行	5.48	半導体・半導体製造装置	1.92
各種金融	5.21	耐久消費財・アパレル	1.59
電気通信サービス	4.92	メディア	1.59
資本財	3.75	食品・飲料・タバコ	1.45
		合計	94.87

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

為替予約取引

明治安田欧州株式マザーファンド

種類	売建 /買建	通貨	数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率 (%)
為替予約 取引	買建	ノルウェークローネ	396,575.73	5,946,828	5,956,567	0.33
	売建	ユーロ	50,897.20	5,946,828	5,946,319	0.33

## 明治安田日本債券マザーファンド

## 1. 上位銘柄

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率	償還期限	投資 比率 (%)	
1	日本	国債証券	第269回利付国債10年	200,000,000	103.66	207,324,000	103.62	207,256,000	1.3	2015年3月20日	5.54
2	日本	国債証券	第276回利付国債10年	175,000,000	105.37	184,402,750	105.37	184,402,750	1.6	2015年12月20日	4.93
3	日本	国債証券	第305回利付国債10年	155,000,000	102.62	159,061,000	103.10	159,811,200	1.3	2019年12月20日	4.27
4	日本	国債証券	第86回利付国債20年	145,000,000	108.32	157,076,850	109.11	158,213,850	2.3	2026年3月20日	4.23
5	日本	国債証券	第101回利付国債20年	131,000,000	107.5	140,825,000	109.53	143,490,850	2.4	2028年3月20日	3.84
6	日本	国債証券	第116回利付国債20年	123,000,000	103.62	127,456,740	105.45	129,703,500	2.2	2030年3月20日	3.47
7	日本	国債証券	第252回利付国債10年	125,000,000	101.64	127,052,500	101.64	127,050,000	1	2013年6月20日	3.40
8	日本	国債証券	第282回利付国債10年	115,000,000	106.37	122,327,800	106.41	122,380,700	1.7	2016年9月20日	3.27
9	日本	国債証券	第291回利付国債10年	110,000,000	103.74	114,114,000	104.24	114,668,400	1.3	2018年3月20日	3.07
10	日本	国債証券	第34回利付国債30年	110,000,000	102.66	112,933,400	103.63	113,993,000	2.2	2041年3月20日	3.05
11	日本	特殊債券	第20回公営企業債券	100,000,000	107.51	107,519,000	107.44	107,444,000	2.05	2016年6月20日	2.87
12	日本	国債証券	第264回利付国債10年	100,000,000	104.12	104,120,000	103.94	103,948,000	1.5	2014年9月20日	2.78
13	日本	社債券	第8回コナミ無担保社債	100,000,000	102.7	102,702,000	102.24	102,246,000	1.73	2013年9月5日	2.73
14	日本	社債券	第71回住友不動産無担保社債	100,000,000	101.66	101,665,000	101.81	101,815,000	1.28	2015年2月2日	2.72
15	日本	社債券	第6回ジャックス無担保社債	100,000,000	100.38	100,383,000	100.43	100,439,000	1.31	2013年6月28日	2.69
16	日本	国債証券	第96回利付国債5年	100,000,000	100.14	100,140,000	100.43	100,438,000	0.5	2016年3月20日	2.69
17	日本	国債証券	第70回利付国債20年	90,000,000	110.74	99,666,600	111.45	100,311,300	2.4	2024年6月20日	2.68
18	日本	社債券	第21回双日無担保社債	100,000,000	100	100,000,000	100.01	100,019,000	1.01	2016年6月21日	2.68
19	日本	社債券	第71回近畿日本鉄道無担保社債	100,000,000	100	100,000,000	99.97	99,972,000	0.6	2013年5月27日	2.67
20	日本	社債券	第10回東日本高速道路社債	100,000,000	99.85	99,855,000	99.95	99,958,000	0.343	2013年12月20日	2.67
21	日本	社債券	第21回コスモ石油無担保社債	100,000,000	99.85	99,858,000	98.82	98,829,000	1.09	2015年9月18日	2.64
22	日本	国債証券	第311回利付国債10年	93,000,000	96.97	90,182,100	97.98	91,123,260	0.8	2020年9月20日	2.44
23	日本	国債証券	第265回利付国債10年	85,000,000	104.18	88,553,000	104.16	88,538,550	1.5	2014年12月20日	2.37
24	日本	国債証券	第15回利付国債30年	74,000,000	107.62	79,643,240	109.76	81,226,840	2.5	2034年6月20日	2.17
25	日本	国債証券	第310回利付国債10年	80,000,000	98.5	78,800,000	99.7	79,764,000	1	2020年9月20日	2.13
26	日本	国債証券	第301回利付国債10年	74,000,000	103.91	76,893,400	105.08	77,759,200	1.5	2019年6月20日	2.08
27	日本	国債証券	第22回利付国債30年	66,000,000	107.73	71,105,100	109.81	72,475,260	2.5	2036年3月20日	1.94
28	日本	国債証券	第112回利付国債20年	67,000,000	102.3	68,546,360	104.21	69,822,040	2.1	2029年6月20日	1.87
29	日本	国債証券	第286回利付国債10年	60,000,000	106.9	64,140,600	107.33	64,401,600	1.8	2017年6月20日	1.72
30	日本	国債証券	第42回利付国債20年	53,000,000	112.64	59,703,440	113.43	60,121,610	2.6	2019年3月20日	1.61

(注) 円換算評価額は円単位で表示しています。

## 2. 種類別の投資比率

	種類	投資比率(%)
国内	国債証券	76.39
	社債券	18.81
	特殊債券	2.87
合計		98.07

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 明治安田外国債券マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

## 1. 上位銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.125%	2,465,000	8,161.92	201,191,553	8,359.33	206,057,711	2.125	2015年5月31日	6.23
2	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0316 3.5%	1,640,000	11,791.49	193,380,481	11,855.75	194,434,378	3.5	2015年3月28日	5.88
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.875%	2,175,000	8,226.89	178,934,890	8,198.50	178,317,591	1.875	2012年6月15日	5.39
4	ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANW 0.5%	1,465,000	11,575.77	169,585,127	11,588.19	169,767,001	0.5	2012年6月15日	5.13
5	イタリア	国債証券	BTPS 4.5%	1,350,000	11,689.84	157,812,867	11,676.98	157,639,359	4.5	2018年8月1日	4.76
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2%	1,830,000	8,006.77	146,524,004	8,248.33	150,944,538	2	2016年1月31日	4.56
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.75%	1,695,000	8,587.53	145,558,710	8,776.86	148,767,856	3.75	2018年11月15日	4.50
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.625%	1,350,000	8,578.85	115,814,558	8,566.20	115,643,832	3.625	2020年2月15日	3.50
9	イギリス	国債証券	TREASURY 5%	850,000	13,431.48	114,167,660	13,369.93	113,644,452	5	2012年3月7日	3.43
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.25%	1,375,000	7,553.30	103,857,883	7,930.46	109,043,839	4.25	2039年5月15日	3.30
11	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4%	880,000	12,226.33	107,591,745	12,188.74	107,260,989	4	2037年1月4日	3.24
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2%	1,205,000	8,266.62	99,612,841	8,343.57	100,540,038	2	2013年11月30日	3.04
13	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 6.25%	650,000	15,407.24	100,147,075	15,246.45	99,101,935	6.25	2024年1月4日	3.00
14	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 2.25%	830,000	11,040.21	91,633,756	11,082.27	91,982,874	2.25	2020年9月4日	2.78
15	イタリア	国債証券	BTPS 3.75%	705,000	11,553.13	81,449,631	11,509.90	81,144,854	3.75	2016年8月1日	2.45
16	イタリア	国債証券	BTPS 3.75%	725,000	10,892.99	78,974,200	10,772.64	78,101,698	3.75	2021年3月1日	2.36
17	ドイツ	特殊債券	RENTENBANK 3.25%	615,000	11,929.36	73,365,588	12,021.66	73,933,255	3.25	2014年3月12日	2.23
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.375%	760,000	8,274.19	62,883,876	8,446.37	64,192,459	2.375	2015年2月28日	1.94
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1%	655,000	8,130.31	53,253,584	8,121.56	53,196,244	1	2012年3月31日	1.61
20	イギリス	国債証券	TREASURY 4.75%	370,000	13,741.10	50,842,093	14,072.56	52,068,488	4.75	2038年12月7日	1.57
21	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 6.25%	330,000	14,421.15	47,589,806	14,583.37	48,125,149	6.25	2014年4月15日	1.45
22	ドイツ	特殊債券	KFW 5.5%	535,000	8,611.54	46,071,778	8,710.12	46,599,158	5.5	2014年6月5日	1.41
23	オーストリア	特殊債券	OESTER KONTROLBK 3.5%	386,000	11,980.77	46,245,786	12,024.00	46,412,656	3.5	2014年4月28日	1.40
24	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 5.5%	380,000	11,689.84	44,421,399	11,587.02	44,030,686	5.5	2021年4月30日	1.33
25	イタリア	国債証券	BTPS 5%	390,000	10,831.06	42,241,165	10,861.44	42,359,640	5	2034年8月1日	1.28
26	デンマーク	国債証券	DENMARK - BULLET 4%	2,500,000	1,659.17	41,479,425	1,688.14	42,203,700	4	2017年11月15日	1.28
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 6.25%	400,000	9,942.40	39,769,616	10,280.46	41,121,843	6.25	2023年8月15日	1.24
28	イギリス	社債券	ROYAL BK SCOTLND 4.125%	300,000	13,198.62	39,595,878	13,075.33	39,226,005	4.125	2011年11月14日	1.19
29	ポーランド	国債証券	REP OF POLAND 5.875%	305,000	12,501.88	38,130,734	12,536.93	38,237,642	5.875	2014年2月3日	1.16
30	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 4.2%	424,000	8,877.50	37,640,613	8,872.82	37,620,797	4.2	2037年1月31日	1.14

(注) 円換算評価額は円単位で表示しています。

## 2. 種類別の投資比率

	種類	投資比率(%)
外国	国債証券	82.80
	社債券	7.37
	特殊債券	7.26
合計		97.43

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

為替予約取引

明治安田外国債券マザーファンド

種類	売建 / 買建	通貨	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率 （%）
為替予約 取引	買建	債券	1,860,000.00	245,299,670	241,186,200	7.29
		ドル	2,805,000.00	228,942,572	226,363,500	6.84
		スウェーデンクローネ	10,500,000.00	140,747,250	133,455,000	4.03
		カナダドル	1,230,000.00	105,589,350	102,422,100	3.10
		ユーロ	570,000.00	66,015,043	66,501,900	2.01
		ポーランドズロチ	1,105,000.00	33,683,715	32,078,150	0.97
		シンガポールドル	440,000.00	29,257,800	28,784,800	0.87
		スイスフラン	200,000.00	18,711,000	19,398,000	0.59
		ノルウェークローネ	800,000.00	12,289,200	11,984,000	0.36
	売建	オーストラリアドル	115,000.00	10,120,230	9,888,850	0.30
		デンマーククローネ	940,000.00	15,220,950	14,701,600	0.44
		カナダドル	301,828.40	25,444,134	25,133,250	0.76
		スウェーデンクローネ	4,024,249.00	50,316,513	51,148,204	1.55
		ユーロ	580,000.00	67,089,908	67,668,600	2.05
		ドル	1,900,000.00	153,614,660	153,330,000	4.63
		債券	3,765,000.00	510,280,005	488,207,550	14.75

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

明治安田ライフプランファンド20

	純資産総額(円)		1万口当たりの純資産額(円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期計算期間末(平成13年5月21日)	290,877,421	294,258,331	10,280	10,400
第2期計算期間末(平成14年5月20日)	503,041,843	509,052,403	9,969	10,088
第3期計算期間末(平成15年5月20日)	685,690,728	692,530,390	9,911	10,010
第4期計算期間末(平成16年5月20日)	947,911,784	959,031,807	10,130	10,249
第5期計算期間末(平成17年5月20日)	1,130,448,129	1,143,477,679	10,328	10,447
第6期計算期間末(平成18年5月22日)	1,300,278,773	1,316,805,698	10,952	11,091
第7期計算期間末(平成19年5月21日)	1,486,640,104	1,504,664,792	11,482	11,621
第8期計算期間末(平成20年5月20日)	1,469,441,205	1,482,827,273	10,896	10,995
第9期計算期間末(平成21年5月20日)	1,368,483,870	1,380,783,282	9,930	10,019
第10期計算期間末(平成22年5月20日)	1,455,979,064	1,470,550,606	9,992	10,092
第11期計算期間末(平成23年5月20日)	1,513,536,649	1,513,536,649	10,010	10,010

	純資産総額(円)	1万口当たり純資産額(円)
平成22年6月末日	1,466,173,593	9,854
7月末日	1,484,193,916	9,948
8月末日	1,468,637,184	9,834
9月末日	1,496,139,079	9,985
10月末日	1,488,178,129	9,887
11月末日	1,476,694,085	9,895
12月末日	1,489,575,000	9,957
平成23年1月末日	1,515,387,611	9,988
2月末日	1,515,232,862	10,047
3月末日	1,512,716,090	10,005
4月末日	1,526,317,380	10,054
5月末日	1,523,665,734	10,014
6月末日	1,540,968,910	10,028

## 明治安田ライフプランファンド50

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期計算期間末（平成13年5月21日）	253,055,401	255,013,835	10,086	10,164
第2期計算期間末（平成14年5月20日）	302,227,099	304,153,441	9,280	9,339
第3期計算期間末（平成15年5月20日）	330,531,715	332,897,309	8,322	8,382
第4期計算期間末（平成16年5月20日）	483,888,918	489,075,687	9,139	9,237
第5期計算期間末（平成17年5月20日）	626,546,940	633,036,968	9,433	9,530
第6期計算期間末（平成18年5月22日）	826,887,899	838,006,296	10,992	11,140
第7期計算期間末（平成19年5月21日）	1,071,940,443	1,085,022,337	12,117	12,265
第8期計算期間末（平成20年5月20日）	1,059,131,347	1,065,760,627	10,942	11,010
第9期計算期間末（平成21年5月20日）	872,093,294	880,423,237	8,374	8,454
第10期計算期間末（平成22年5月20日）	1,008,038,668	1,017,552,281	8,477	8,557
第11期計算期間末（平成23年5月20日）	1,127,554,569	1,127,554,569	8,523	8,523

	純資産総額（円）	1万口当たり純資産額（円）
平成22年6月末日	994,867,614	8,143
7月末日	1,024,513,688	8,290
8月末日	996,594,737	8,013
9月末日	1,059,148,438	8,295
10月末日	1,053,551,097	8,209
11月末日	1,073,368,323	8,331
12月末日	1,097,627,984	8,464
平成23年1月末日	1,124,186,921	8,564
2月末日	1,139,843,324	8,693
3月末日	1,139,230,698	8,595
4月末日	1,147,388,432	8,646
5月末日	1,143,304,277	8,530
6月末日	1,154,234,242	8,506



## 明治安田ライフプランファンド70

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期計算期間末（平成13年5月21日）	125,793,450	125,793,450	9,984	9,984
第2期計算期間末（平成14年5月20日）	130,695,509	130,988,892	8,816	8,836
第3期計算期間末（平成15年5月20日）	132,508,160	132,863,318	7,375	7,394
第4期計算期間末（平成16年5月20日）	259,187,062	261,597,496	8,418	8,496
第5期計算期間末（平成17年5月20日）	322,689,023	325,576,291	8,734	8,812
第6期計算期間末（平成18年5月22日）	523,938,153	530,089,893	10,803	10,930
第7期計算期間末（平成19年5月21日）	639,254,717	646,373,429	12,239	12,375
第8期計算期間末（平成20年5月20日）	597,887,543	600,628,393	10,648	10,697
第9期計算期間末（平成21年5月20日）	457,295,359	461,061,314	7,284	7,344
第10期計算期間末（平成22年5月20日）	543,284,689	547,681,638	7,414	7,474
第11期計算期間末（平成23年5月20日）	621,223,478	621,223,478	7,477	7,477

	純資産総額（円）	1万口当たり純資産額（円）
平成22年6月末日	534,779,460	7,031
7月末日	552,569,657	7,188
8月末日	533,346,975	6,869
9月末日	573,084,091	7,182
10月末日	572,035,140	7,112
11月末日	583,063,857	7,268
12月末日	600,011,415	7,434
平成23年1月末日	619,013,057	7,552
2月末日	628,733,320	7,702
3月末日	631,242,137	7,577
4月末日	633,158,778	7,621
5月末日	631,112,933	7,487
6月末日	642,573,640	7,452

## 【分配の推移】

## 明治安田ライフプランファンド20

	1万口当たり税込み分配金（円）
第1期計算期間（平成12年5月31日から平成13年5月21日まで）	120
第2期計算期間（平成13年5月22日から平成14年5月20日まで）	120
第3期計算期間（平成14年5月21日から平成15年5月20日まで）	100
第4期計算期間（平成15年5月21日から平成16年5月20日まで）	120
第5期計算期間（平成16年5月21日から平成17年5月20日まで）	120
第6期計算期間（平成17年5月21日から平成18年5月22日まで）	140
第7期計算期間（平成18年5月23日から平成19年5月21日まで）	140
第8期計算期間（平成19年5月22日から平成20年5月20日まで）	100
第9期計算期間（平成20年5月21日から平成21年5月20日まで）	90
第10期計算期間（平成21年5月21日から平成22年5月20日まで）	100
第11期計算期間（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）	0

## 明治安田ライフプランファンド50

	1万口当たり税込み分配金（円）
第1期計算期間（平成12年5月31日から平成13年5月21日まで）	80
第2期計算期間（平成13年5月22日から平成14年5月20日まで）	60
第3期計算期間（平成14年5月21日から平成15年5月20日まで）	60
第4期計算期間（平成15年5月21日から平成16年5月20日まで）	100
第5期計算期間（平成16年5月21日から平成17年5月20日まで）	100
第6期計算期間（平成17年5月21日から平成18年5月22日まで）	150
第7期計算期間（平成18年5月23日から平成19年5月21日まで）	150
第8期計算期間（平成19年5月22日から平成20年5月20日まで）	70
第9期計算期間（平成20年5月21日から平成21年5月20日まで）	80
第10期計算期間（平成21年5月21日から平成22年5月20日まで）	80
第11期計算期間（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）	0

## 明治安田ライフプランファンド70

	1万口当たり税込み分配金（円）
第1期計算期間（平成12年5月31日から平成13年5月21日まで）	0
第2期計算期間（平成13年5月22日から平成14年5月20日まで）	20
第3期計算期間（平成14年5月21日から平成15年5月20日まで）	20
第4期計算期間（平成15年5月21日から平成16年5月20日まで）	80
第5期計算期間（平成16年5月21日から平成17年5月20日まで）	80
第6期計算期間（平成17年5月21日から平成18年5月22日まで）	130
第7期計算期間（平成18年5月23日から平成19年5月21日まで）	140
第8期計算期間（平成19年5月22日から平成20年5月20日まで）	50
第9期計算期間（平成20年5月21日から平成21年5月20日まで）	60
第10期計算期間（平成21年5月21日から平成22年5月20日まで）	60
第11期計算期間（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）	0

## 【収益率の推移】

## 明治安田ライフプランファンド20

	収益率（％）

第1期計算期間(平成12年5月31日から平成13年5月21日まで)	4.00
第2期計算期間(平成13年5月22日から平成14年5月20日まで)	1.87
第3期計算期間(平成14年5月21日から平成15年5月20日まで)	0.41
第4期計算期間(平成15年5月21日から平成16年5月20日まで)	3.41
第5期計算期間(平成16年5月21日から平成17年5月20日まで)	3.13
第6期計算期間(平成17年5月21日から平成18年5月22日まで)	7.39
第7期計算期間(平成18年5月23日から平成19年5月21日まで)	6.11
第8期計算期間(平成19年5月22日から平成20年5月20日まで)	4.24
第9期計算期間(平成20年5月21日から平成21年5月20日まで)	8.05
第10期計算期間(平成21年5月21日から平成22年5月20日まで)	1.63
第11期計算期間(平成22年5月21日から平成23年5月20日まで)	0.18

## 明治安田ライフプランファンド50

	収益率(%)
第1期計算期間(平成12年5月31日から平成13年5月21日まで)	1.64
第2期計算期間(平成13年5月22日から平成14年5月20日まで)	7.41
第3期計算期間(平成14年5月21日から平成15年5月20日まで)	9.68
第4期計算期間(平成15年5月21日から平成16年5月20日まで)	10.99
第5期計算期間(平成16年5月21日から平成17年5月20日まで)	4.28
第6期計算期間(平成17年5月21日から平成18年5月22日まで)	18.10
第7期計算期間(平成18年5月23日から平成19年5月21日まで)	11.58
第8期計算期間(平成19年5月22日から平成20年5月20日まで)	9.14
第9期計算期間(平成20年5月21日から平成21年5月20日まで)	22.74
第10期計算期間(平成21年5月21日から平成22年5月20日まで)	2.19
第11期計算期間(平成22年5月21日から平成23年5月20日まで)	0.54

## 明治安田ライフプランファンド70

	収益率(%)
第1期計算期間(平成12年5月31日から平成13年5月21日まで)	0.16
第2期計算期間(平成13年5月22日から平成14年5月20日まで)	11.50
第3期計算期間(平成14年5月21日から平成15年5月20日まで)	16.13
第4期計算期間(平成15年5月21日から平成16年5月20日まで)	15.20
第5期計算期間(平成16年5月21日から平成17年5月20日まで)	4.68
第6期計算期間(平成17年5月21日から平成18年5月22日まで)	25.14
第7期計算期間(平成18年5月23日から平成19年5月21日まで)	14.55
第8期計算期間(平成19年5月22日から平成20年5月20日まで)	12.60
第9期計算期間(平成20年5月21日から平成21年5月20日まで)	31.03
第10期計算期間(平成21年5月21日から平成22年5月20日まで)	2.61
第11期計算期間(平成22年5月21日から平成23年5月20日まで)	0.85

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配額の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配額の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

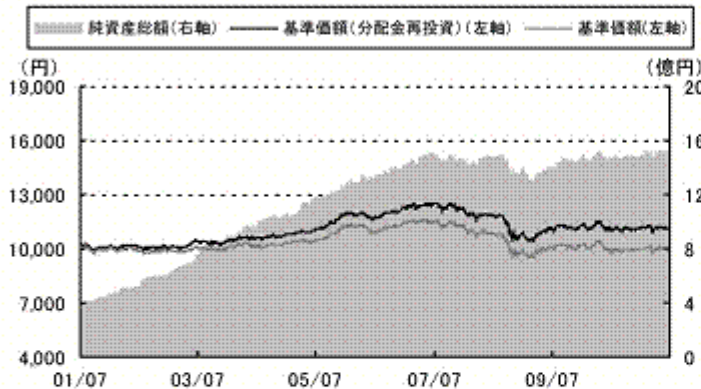
## &lt;参考情報&gt;

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

## ◆明治安田ライフプランファンド20

2011年6月30日現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)は信託報酬控除後のものであり、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

## 分配の推移

分配金の推移	
2011年5月	0円
2010年5月	100円
2009年5月	90円
2008年5月	100円
2007年5月	140円
設定来累計	1,150円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	10,028円
純資産総額	15.4億円

## 主要な資産の状況

## 資産の組入比率

資産の種類	比率
明治安田日本株式マザーファンド	15.82%
明治安田アメリカ株式マザーファンド	3.21%
明治安田欧州株式マザーファンド	3.04%
明治安田日本債券マザーファンド	60.68%
明治安田外国債券マザーファンド	14.80%
その他資産	2.45%
合計(純資産総額)	100.00%

## 【明治安田日本債券マザーファンド】

	銘柄名	クーポン	償還期限	種類	組入比率
1	第269回利付国債10年	1.300%	2015年3月20日	国債	5.54%
2	第276回利付国債10年	1.600%	2015年12月20日	国債	4.93%
3	第305回利付国債10年	1.300%	2019年12月20日	国債	4.27%
4	第86回利付国債20年	2.300%	2026年3月20日	国債	4.23%
5	第101回利付国債20年	2.400%	2028年3月20日	国債	3.84%

## 【明治安田外国債券マザーファンド】

	銘柄名	クーポン	償還期限	種類	組入比率
1	US TREASURY N/B 2.125% 15/05/31	2.125%	2015年5月31日	国債	6.23%
2	BELGIAN 0316 3.5% 15/03/28	3.500%	2015年3月28日	国債	5.88%
3	US TREASURY N/B 1.875% 12/06/15	1.875%	2012年6月15日	国債	5.39%
4	BLUNDESSCHATZANW 0.5% 12/06/15	0.500%	2012年6月15日	国債	5.13%
5	BTPS 4.5% 18/08/01	4.500%	2018年8月1日	国債	4.76%

## 組入資産上位銘柄(各マザーファンド)

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合

## 【明治安田日本株式マザーファンド】

	銘柄名	業種	組入比率
1	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.83%
2	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	3.68%
3	日立製作所	電気機器	3.60%
4	日産自動車	輸送用機器	3.15%
5	小松製作所	機械	2.96%

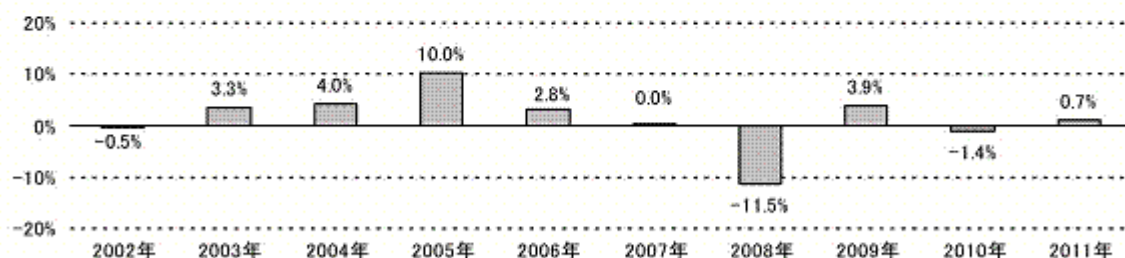
## 【明治安田アメリカ株式マザーファンド】

	銘柄名	国	業種	組入比率
1	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	エネルギー	3.37%
2	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.79%
3	INTEL BUSINESS MACHINES CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	2.00%
4	CHEVRON CORP	アメリカ	エネルギー	1.96%
5	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.83%

## 【明治安田欧州株式マザーファンド】

	銘柄名	国	業種	組入比率
1	TOTAL SA	フランス	エネルギー	5.01%
2	NOVARTIS AG-REG	スイス	製薬・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.56%
3	BP PLC	イギリス	エネルギー	4.53%
4	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEN	スイス	製薬・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.85%
5	TESCO PLC	イギリス	食品・生活必需品小売り	3.70%

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※2011年は6月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

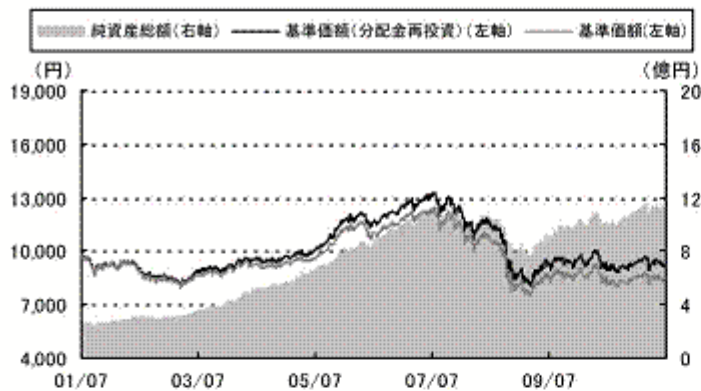
※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## ◆明治安田ライフプランファンド50

2011年6月30日現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額（分配金再投資）は信託報酬控除後のものであり、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

## 分配の推移

分配金の推移	
2011年5月	0円
2010年5月	80円
2009年5月	80円
2008年5月	70円
2007年5月	150円
設定来累計	930円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	8,506円
純資産総額	11.5億円

## 主要な資産の状況

## 資産の組入比率

資産の種類	比率
明治安田日本株式マザーファンド	31.18%
明治安田アメリカ株式マザーファンド	12.38%
明治安田欧州株式マザーファンド	11.15%
明治安田日本債券マザーファンド	29.76%
明治安田外国債券マザーファンド	13.23%
その他資産	2.30%
合計（純資産総額）	100.00%

## 【明治安田日本債券マザーファンド】

	銘柄名	クーポン	償還期限	種類	組入比率
1	第269回利付国債10年	1.300%	2015年3月20日	国債	5.54%
2	第276回利付国債10年	1.600%	2015年12月20日	国債	4.93%
3	第305回利付国債10年	1.300%	2019年12月20日	国債	4.27%
4	第86回利付国債20年	2.300%	2026年3月20日	国債	4.23%
5	第101回利付国債20年	2.400%	2028年3月20日	国債	3.84%

## 【明治安田外国債券マザーファンド】

	銘柄名	クーポン	償還期限	種類	組入比率
1	US TREASURY N/B 2.125% 15/05/31	2.125%	2015年5月31日	国債	6.23%
2	BELGIAN 0316 3.5% 15/03/28	3.500%	2015年3月28日	国債	5.88%
3	US TREASURY N/B 1.875% 12/06/15	1.875%	2012年6月15日	国債	5.39%
4	BUNDESSCHATZANW 0.5% 12/06/15	0.500%	2012年6月15日	国債	5.13%
5	BTPS 4.5% 18/08/01	4.500%	2018年8月1日	国債	4.76%

## 組入資産上位銘柄（各マザーファンド）

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合

## 【明治安田日本株式マザーファンド】

	銘柄名	業種	組入比率
1	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.83%
2	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	3.68%
3	日立製作所	電気機器	3.60%
4	日産自動車	輸送用機器	3.15%
5	小松製作所	機械	2.96%

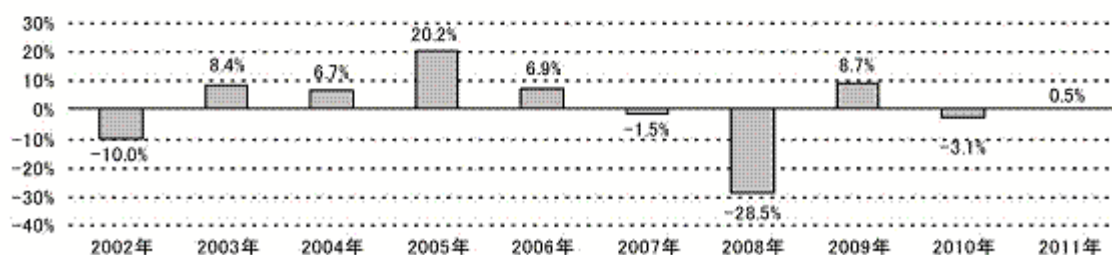
## 【明治安田アメリカ株式マザーファンド】

	銘柄名	国	業種	組入比率
1	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	エネルギー	3.37%
2	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェア及び機器	2.79%
3	INTEL BUSINESS MACHINES CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	2.00%
4	CHEVRON CORP	アメリカ	エネルギー	1.96%
5	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.83%

## 【明治安田欧州株式マザーファンド】

	銘柄名	国	業種	組入比率
1	TOTAL SA	フランス	エネルギー	5.01%
2	NOVARTIS AG-REG	スイス	製薬・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.56%
3	BP PLC	イギリス	エネルギー	4.53%
4	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEN	スイス	製薬・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.85%
5	TESCO PLC	イギリス	食品・生活必需品小売り	3.70%

## 年間収益率の推移（暦年ベース）



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※2011年は6月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

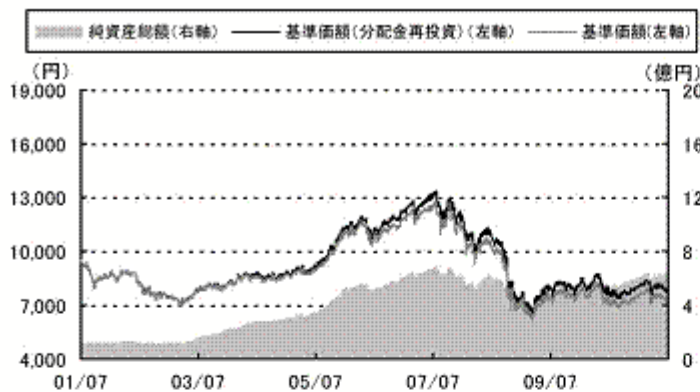
※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## ◆明治安田ライフプランファンド70

2011年6月30日現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)は信託報酬控除後のものであり、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

## 分配の推移

分配金の推移	
2011年5月	0円
2010年5月	60円
2009年5月	60円
2008年5月	50円
2007年5月	140円
設定来累計	640円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	7,452円
純資産総額	6.4億円

## 主要な資産の状況

## 資産の組入比率

資産の種類	比率
明治安田日本株式マザーファンド	39.92%
明治安田アメリカ株式マザーファンド	16.62%
明治安田欧州株式マザーファンド	15.90%
明治安田日本債券マザーファンド	16.17%
明治安田外国債券マザーファンド	9.10%
その他資産	2.29%
合計(純資産総額)	100.00%

## 【明治安田日本債券マザーファンド】

	銘柄名	クーポン	償還期限	種類	組入比率
1	第269回利付国債10年	1.300%	2015年3月20日	国債	5.54%
2	第276回利付国債10年	1.600%	2015年12月20日	国債	4.93%
3	第305回利付国債10年	1.300%	2019年12月20日	国債	4.27%
4	第86回利付国債20年	2.300%	2026年3月20日	国債	4.23%
5	第101回利付国債20年	2.400%	2028年3月20日	国債	3.84%

## 【明治安田外国債券マザーファンド】

	銘柄名	クーポン	償還期限	種類	組入比率
1	US TREASURY N/B 2.125% 15/05/31	2.125%	2015年5月31日	国債	6.23%
2	BELGIAN 0316 3.5% 15/03/28	3.500%	2015年3月28日	国債	5.88%
3	US TREASURY N/B 1.875% 12/06/15	1.875%	2012年6月15日	国債	5.39%
4	BUNDESSCHATZANW 0.5% 12/06/15	0.500%	2012年6月15日	国債	5.13%
5	BTPS 4.5% 18/08/01	4.500%	2018年8月1日	国債	4.76%

## 組入資産上位銘柄(各マザーファンド)

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合

## 【明治安田日本株式マザーファンド】

	銘柄名	業種	組入比率
1	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.83%
2	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	3.68%
3	日立製作所	電気機器	3.60%
4	日産自動車	輸送用機器	3.15%
5	小松製作所	機械	2.96%

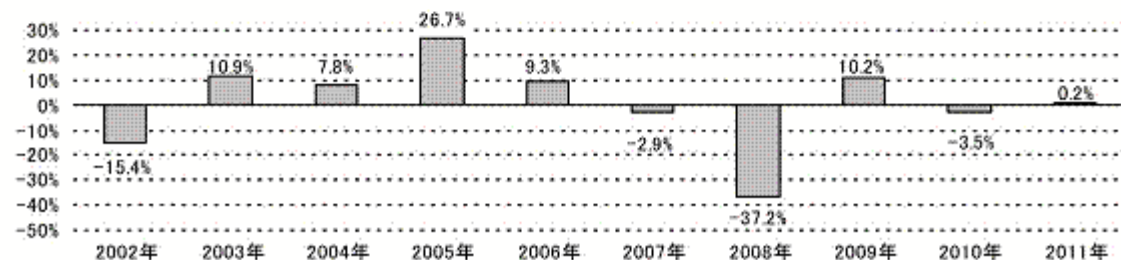
## 【明治安田アメリカ株式マザーファンド】

	銘柄名	国	業種	組入比率
1	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	エネルギー	3.37%
2	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー/ハードウェアおよび機器	2.79%
3	INTEL BUSINESS MACHINES CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	2.00%
4	CHEVRON CORP	アメリカ	エネルギー	1.96%
5	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.83%

## 【明治安田欧州株式マザーファンド】

	銘柄名	国	業種	組入比率
1	TOTAL SA	フランス	エネルギー	5.01%
2	NOVARTIS AG-REG	スイス	製薬/バイオテクノロジー/ライフサイエンス	4.56%
3	BP PLC	イギリス	エネルギー	4.53%
4	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	スイス	製薬/バイオテクノロジー/ライフサイエンス	3.85%
5	TESCO PLC	イギリス	食品・生活必需品小売り	3.70%

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※2011年は6月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

**（４）【設定及び解約の実績】**

## 明治安田ライフプランファンド20

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間（平成12年5月31日から平成13年5月21日まで）	293,514,146	10,567,617
第2期計算期間（平成13年5月22日から平成14年5月20日まで）	269,540,446	47,880,475
第3期計算期間（平成14年5月21日から平成15年5月20日まで）	259,357,422	72,112,225
第4期計算期間（平成15年5月21日から平成16年5月20日まで）	376,556,789	132,647,422
第5期計算期間（平成16年5月21日から平成17年5月20日まで）	309,620,916	150,787,120
第6期計算期間（平成17年5月21日から平成18年5月22日まで）	296,514,067	203,822,914
第7期計算期間（平成18年5月23日から平成19年5月21日まで）	291,971,503	184,499,152
第8期計算期間（平成19年5月22日から平成20年5月20日まで）	238,613,369	184,781,490
第9期計算期間（平成20年5月21日から平成21年5月20日まで）	205,651,544	176,059,043
第10期計算期間（平成21年5月21日から平成22年5月20日まで）	201,266,454	122,294,987
第11期計算期間（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）	205,553,861	150,636,658

## 明治安田ライフプランファンド50

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間（平成12年5月31日から平成13年5月21日まで）	256,148,335	5,260,666
第2期計算期間（平成13年5月22日から平成14年5月20日まで）	85,257,325	10,479,962
第3期計算期間（平成14年5月21日から平成15年5月20日まで）	116,701,855	45,212,243
第4期計算期間（平成15年5月21日から平成16年5月20日まで）	185,655,699	53,331,366
第5期計算期間（平成16年5月21日から平成17年5月20日まで）	228,594,215	93,849,957
第6期計算期間（平成17年5月21日から平成18年5月22日まで）	236,506,096	148,484,125
第7期計算期間（平成18年5月23日から平成19年5月21日まで）	235,980,882	103,562,025
第8期計算期間（平成19年5月22日から平成20年5月20日まで）	197,395,307	114,072,011
第9期計算期間（平成20年5月21日から平成21年5月20日まで）	178,547,797	105,053,547
第10期計算期間（平成21年5月21日から平成22年5月20日まで）	222,119,948	74,399,860
第11期計算期間（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）	210,976,569	77,278,821

## 明治安田ライフプランファンド70

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間（平成12年5月31日から平成13年5月21日まで）	132,543,356	6,550,917
第2期計算期間（平成13年5月22日から平成14年5月20日まで）	31,898,007	9,640,525
第3期計算期間（平成14年5月21日から平成15年5月20日まで）	57,756,056	26,326,186
第4期計算期間（平成15年5月21日から平成16年5月20日まで）	179,084,358	50,855,270
第5期計算期間（平成16年5月21日から平成17年5月20日まで）	130,009,502	68,454,407
第6期計算期間（平成17年5月21日から平成18年5月22日まで）	205,015,528	89,490,043
第7期計算期間（平成18年5月23日から平成19年5月21日まで）	161,855,331	124,533,539
第8期計算期間（平成19年5月22日から平成20年5月20日まで）	191,192,997	151,988,056
第9期計算期間（平成20年5月21日から平成21年5月20日まで）	180,416,306	114,118,403
第10期計算期間（平成21年5月21日から平成22年5月20日まで）	193,606,684	88,595,835
第11期計算期間（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）	178,522,513	80,532,712

（注）設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

#### （2）申込単位

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位とします。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

#### （3）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

受益者が自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

#### （4）申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

なお、確定拠出年金制度による取得申込の場合、申込手数料はかかりません。

各ファンド間では、申込手数料なしでスイッチングが可能です。

スイッチングは、販売会社によってお取扱いが異なります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。（この場合の取得申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。）

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場



合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

## 2【換金(解約)手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。なお、確定拠出年金制度による場合は、解約請求のみの取扱いとします。

### (1) 解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

### (2) 解約受付

解約申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

### (3) 解約単位

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位とします。

### (4) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。  
基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社  
電話番号 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)  
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

### (5) 信託財産留保額

ありません。

### (6) 解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目以降、販売会社の営業所等において行います。

### (7) 解約に関する留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

解約の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

買取請求については、販売会社へお問い合わせください。

## 3【資産管理等の概要】

### (1) 【資産の評価】

基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

#### 組入資産の評価

資産の種類	評価方法
株式	原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、取得した国の市場における最終相場。店頭市場登録株式については、計算日に知りうる直近の日の最終相場または最終買気配相場。）により評価します。
公社債等	原則として、時価（価格情報会社の提供する時価等）により評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
マザーファンド	計算日の基準価額により評価します。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

#### （２）【保管】

該当事項はありません。

#### （３）【信託期間】

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定により償還となることがあります。

#### （４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年5月21日から翌年5月20日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

#### （５）【その他】

信託の終了

##### 1) 信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

また、委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

## 2) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

## 3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引き継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

## 4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

## 5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 信託約款の変更

### 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

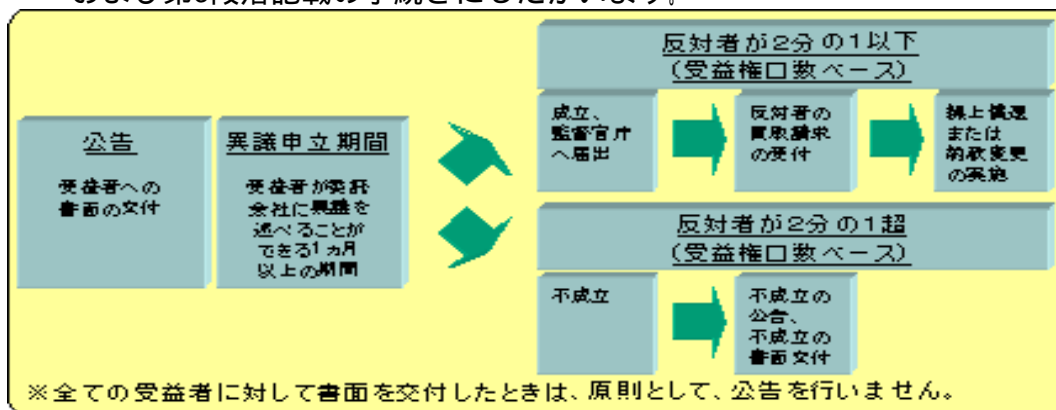
委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

### 2) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1) 第2および第3段落記載の手続きにしたがいます。



## 関係法人との契約等

委託会社と販売会社との間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間のファンドの運用の委託に関する契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも、明治安田欧州株マザーファンドについては3ヵ月前までに、明治安田外国債券マザーファンドについては委託会社は投資顧問会社に対し3ヵ月前までに、投資顧問会社は委託会社に対し6ヵ月前までに、書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

#### 運用に係る報告

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつ知れている受益者に販売会社を通じて交付します。

#### 公告

1) 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.myam.co.jp/>

2) 前1)の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

#### 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までに開始するものとします。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### 換金（解約）の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

#### 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

#### 反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は委託会社の指定する販売会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第10期計算期間（平成21年5月21日から平成22年5月20日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第11期計算期間（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）については、同内閣府令附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第10期計算期間（平成21年5月21日から平成22年5月20日まで）及び第11期計算期間（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）については、改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成21年5月21日から平成22年5月20日まで）及び第11期計算期間（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
- (3) 安田投信投資顧問株式会社は平成22年10月1日をもってMDAMアセットマネジメント株式会社と合併し、商号を明治安田アセットマネジメント株式会社に変更しております。

## 1【財務諸表】

## 【明治安田ライフプランファンド20】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 (平成22年5月20日現在)	第11期 (平成23年5月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	65,520,796	51,654,670
親投資信託受益証券	1,411,997,830	1,468,872,175
未収入金	-	6
未収利息	89	84
流動資産合計	1,477,518,715	1,520,526,935
資産合計	1,477,518,715	1,520,526,935
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	-	153
未払収益分配金	14,571,542	-
未払解約金	9,749	20
未払受託者報酬	384,874	386,629
未払委託者報酬	6,542,755	6,572,611
その他未払費用	30,731	30,873
流動負債合計	21,539,651	6,990,286
負債合計	21,539,651	6,990,286
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,457,154,211	1,512,071,414
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,175,147	1,465,235
(分配準備積立金)	97,412,625	102,897,911
元本等合計	1,455,979,064	1,513,536,649
純資産合計	1,455,979,064	1,513,536,649
負債純資産合計	1,477,518,715	1,520,526,935

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期 （自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日）	第11期 （自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日）
<b>営業収益</b>		
受取利息	20,624	23,386
有価証券売買等損益	35,883,440	16,480,626
その他収益	-	6
<b>営業収益合計</b>	<b>35,904,064</b>	<b>16,504,018</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	763,889	782,128
委託者報酬	12,985,925	13,295,966
その他費用	60,988	62,601
<b>営業費用合計</b>	<b>13,810,802</b>	<b>14,140,695</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>	<b>22,093,262</b>	<b>2,363,323</b>
<b>経常利益又は経常損失（ ）</b>	<b>22,093,262</b>	<b>2,363,323</b>
<b>当期純利益又は当期純損失（ ）</b>	<b>22,093,262</b>	<b>2,363,323</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,304,572	746,173
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>9,698,874</b>	<b>1,175,147</b>
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>3,306,579</b>	<b>158,400</b>
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	698,825	158,400
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,607,754	-
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>-</b>	<b>627,514</b>
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	627,514
<b>分配金</b>	<b>14,571,542</b>	<b>-</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>	<b>1,175,147</b>	<b>1,465,235</b>

## （ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	第10期 （自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日）	第11期 （自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日）
1. 運用資産の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証 券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの計算期間は、平成21年 5月 21日から平成22年 5月20日までとなっ ております。	当ファンドの計算期間は、平成22年 5月 21日から平成23年 5月20日までとなっ ております。

（貸借対照表に関する注記）

第10期 （平成22年 5月20日現在）	第11期 （平成23年 5月20日現在）
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,457,154,211口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,512,071,414口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規 定する額 元本の欠損 1,175,147円	-
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9992円 （10,000口当たり純資産額）（9,992円）	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0010円 （10,000口当たり純資産額）（10,010円）



## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第10期 （自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日）			第11期 （自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日）																																																														
1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用			1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用																																																														
支払金額		1,076,203円	支払金額		1,020,686円																																																												
2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額217,831,155円 (10,000口当たり1,494円89銭)のうち、14,571,542円 (10,000口当たり100円00銭)を分配金額としております。			2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、226,106,778円 (10,000口当たり1,495円32銭)であり、分配金は0円 としております。																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額（費用控除後）</td> <td>A</td> <td>16,954,472円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）</td> <td>B</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>105,846,988円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>95,029,695円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額（A + B + C + D）</td> <td>E</td> <td>217,831,155円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F</td> <td>1,457,145,211口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）</td> <td>G</td> <td>1,494円 89銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H</td> <td>100円 00銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額（F × H ÷ 10,000）</td> <td>I</td> <td>14,571,542円</td> </tr> </tbody> </table>			項目		金額または口数	配当等収益額（費用控除後）	A	16,954,472円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	収益調整金額	C	105,846,988円	分配準備積立金額	D	95,029,695円	分配対象額（A + B + C + D）	E	217,831,155円	期末受益権口数	F	1,457,145,211口	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	1,494円 89銭	10,000口当たりの分配金額	H	100円 00銭	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	14,571,542円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額（費用控除後）</td> <td>A</td> <td>14,816,309円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）</td> <td>B</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>123,208,867円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>88,081,602円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額（A + B + C + D）</td> <td>E</td> <td>226,106,778円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F</td> <td>1,512,071,414口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）</td> <td>G</td> <td>1,495円 32銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H</td> <td>-円 -銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額（F × H ÷ 10,000）</td> <td>I</td> <td>-円</td> </tr> </tbody> </table>			項目		金額または口数	配当等収益額（費用控除後）	A	14,816,309円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	収益調整金額	C	123,208,867円	分配準備積立金額	D	88,081,602円	分配対象額（A + B + C + D）	E	226,106,778円	期末受益権口数	F	1,512,071,414口	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	1,495円 32銭	10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円
項目		金額または口数																																																															
配当等収益額（費用控除後）	A	16,954,472円																																																															
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円																																																															
収益調整金額	C	105,846,988円																																																															
分配準備積立金額	D	95,029,695円																																																															
分配対象額（A + B + C + D）	E	217,831,155円																																																															
期末受益権口数	F	1,457,145,211口																																																															
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	1,494円 89銭																																																															
10,000口当たりの分配金額	H	100円 00銭																																																															
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	14,571,542円																																																															
項目		金額または口数																																																															
配当等収益額（費用控除後）	A	14,816,309円																																																															
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円																																																															
収益調整金額	C	123,208,867円																																																															
分配準備積立金額	D	88,081,602円																																																															
分配対象額（A + B + C + D）	E	226,106,778円																																																															
期末受益権口数	F	1,512,071,414口																																																															
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	1,495円 32銭																																																															
10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭																																																															
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円																																																															

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	第10期 （自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日）	第11期 （自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはポートフォリオにおけるリスクとファンドの商品特性に照らして想定されるリスクとの比較分析を行っております。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第10期 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)	第11期 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

第10期(自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)

該当事項はございませぬ。

第11期(自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)

該当事項はございませぬ。

## (その他の注記)

## 1. 元本の移動

	第10期 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)	第11期 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)
期首元本額	1,378,182,744円	1,457,154,211円
期中追加設定元本額	201,266,454円	205,553,861円
期中一部解約元本額	122,294,987円	150,636,658円

## 2. 有価証券関係

## 売買目的有価証券

	第10期 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)	第11期 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	33,589,798	16,888,623
合計	33,589,798	16,888,623

## 3. デリバティブ取引関係

第10期(自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)

該当事項はございませぬ。

第11期(自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)

該当事項はございませぬ。

**(4)【附属明細表】**

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式(平成23年5月20日現在)

該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券 (平成23年5月20日現在)

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	411,249,897	232,273,941	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	61,280,653	50,685,228	
	明治安田欧州株式マザーファンド	43,696,489	47,891,351	
	明治安田日本債券マザーファンド	740,654,469	912,634,436	
	明治安田外国債券マザーファンド	129,324,776	225,387,219	
合計		1,386,206,284	1,468,872,175	

## 第2 デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

## 【明治安田ライフプランファンド50】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第10期 （平成22年5月20日現在）	第11期 （平成23年5月20日現在）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	46,683,351	37,854,649
親投資信託受益証券	977,257,600	1,097,963,428
未収入金	-	130
未収利息	63	62
流動資産合計	1,023,941,014	1,135,818,269
資産合計	1,023,941,014	1,135,818,269
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	-	929
未払収益分配金	9,513,613	-
未払解約金	19,129	1,421,518
未払受託者報酬	375,954	403,792
未払委託者報酬	5,961,487	6,402,905
その他未払費用	32,163	34,556
流動負債合計	15,902,346	8,263,700
負債合計	15,902,346	8,263,700
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,189,201,697	1,322,899,445
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	181,163,029	195,344,876
（分配準備積立金）	134,222,653	135,896,020
元本等合計	1,008,038,668	1,127,554,569
純資産合計	1,008,038,668	1,127,554,569
負債純資産合計	1,023,941,014	1,135,818,269

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期 （自平成21年5月21日 至平成22年5月20日）	第11期 （自平成22年5月21日 至平成23年5月20日）
<b>営業収益</b>		
受取利息	14,041	17,126
有価証券売買等損益	29,747,835	20,559,138
その他収益	-	130
<b>営業収益合計</b>	<b>29,761,876</b>	<b>20,576,394</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	727,912	788,717
委託者報酬	11,542,394	12,506,683
その他費用	62,262	68,415
<b>営業費用合計</b>	<b>12,332,568</b>	<b>13,363,815</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>	<b>17,429,308</b>	<b>7,212,579</b>
経常利益又は経常損失（ ）	17,429,308	7,212,579
<b>当期純利益又は当期純損失（ ）</b>	<b>17,429,308</b>	<b>7,212,579</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,223,030	370,328
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>169,388,315</b>	<b>181,163,029</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,890,373	11,864,244
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,890,373	11,864,244
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,357,752	33,628,998
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,357,752	33,628,998
分配金	9,513,613	-
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>	<b>181,163,029</b>	<b>195,344,876</b>

## （ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	第10期 （自 平成21年 5 月21日 至 平成22年 5 月20日）	第11期 （自 平成22年 5 月21日 至 平成23年 5 月20日）
1．運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3．その他	当ファンドの計算期間は、平成21年 5 月21日から平成22年 5 月20日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、平成22年 5 月21日から平成23年 5 月20日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第10期 （平成22年 5 月20日現在）	第11期 （平成23年 5 月20日現在）
1．計算期間の末日における受益権の総数 1,189,201,697口	1．計算期間の末日における受益権の総数 1,322,899,445口
2．投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 181,163,029円	2．投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 195,344,876円
3．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8477円 （10,000口当たり純資産額）（8,477円）	3．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8523円 （10,000口当たり純資産額）（8,523円）

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第10期 （自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日）			第11期 （自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日）		
1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用			1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用		
支払金額		1,254,670円	支払金額		1,273,368円
2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額297,484,238円 (10,000口当たり2,501円52銭)のうち、9,513,613円 (10,000口当たり80円00銭)を分配金額としております。			2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、330,233,313円 (10,000口当たり2,496円27銭)であり、分配金は0円 としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	11,497,030円	配当等収益額（費用控除後）	A	9,497,575円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	153,747,972円	収益調整金額	C	194,337,293円
分配準備積立金額	D	132,239,236円	分配準備積立金額	D	126,398,445円
分配対象額（A + B + C + D）	E	297,484,238円	分配対象額（A + B + C + D）	E	330,233,313円
期末受益権口数	F	1,189,201,697口	期末受益権口数	F	1,322,899,445口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	2,501円 52銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	2,496円 27銭
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	9,513,613円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円



## （金融商品に関する注記）

## 1．金融商品の状況に関する事項

	第10期 （自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日）	第11期 （自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日）
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2．有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはポートフォリオにおけるリスクとファンドの商品特性に照らして想定されるリスクとの比較分析を行っております。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第10期 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)	第11期 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

第10期(自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)

該当事項はございません。

第11期(自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)

該当事項はございません。

## (その他の注記)

## 1. 元本の移動

	第10期 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)	第11期 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)
期首元本額	1,041,481,609円	1,189,201,697円
期中追加設定元本額	222,119,948円	210,976,569円
期中一部解約元本額	74,399,860円	77,278,821円

## 2. 有価証券関係

## 売買目的有価証券

	第10期 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)	第11期 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	27,275,532	20,782,717
合計	27,275,532	20,782,717

## 3. デリバティブ取引関係

第10期(自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)

該当事項はございません。

第11期(自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)

該当事項はございません。

**（４）【附属明細表】**

## 第１ 有価証券明細表

## （１）株式（平成23年５月20日現在）

該当事項はございません。

## （２）株式以外の有価証券（平成23年５月20日現在）

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	602,891,863	340,513,324	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	175,660,109	145,288,476	
	明治安田欧州株式マザーファンド	119,138,859	130,576,189	
	明治安田日本債券マザーファンド	269,673,999	332,292,301	
	明治安田外国債券マザーファンド	85,662,806	149,293,138	
合計		1,253,027,636	1,097,963,428	

## 第２ デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

## 【明治安田ライフプランファンド70】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 (平成22年5月20日現在)	第11期 (平成23年5月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	20,368,246	20,889,687
親投資信託受益証券	531,711,697	604,520,436
未収入金	-	53
未収利息	27	34
流動資産合計	552,079,970	625,410,210
資産合計	552,079,970	625,410,210
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	-	708
未払収益分配金	4,396,949	-
未払解約金	587,242	-
未払受託者報酬	230,979	253,707
未払委託者報酬	3,551,296	3,900,659
その他未払費用	28,815	31,658
流動負債合計	8,795,281	4,186,732
負債合計	8,795,281	4,186,732
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	732,824,944	830,814,745
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	189,540,255	209,591,267
(分配準備積立金)	72,685,706	71,285,932
元本等合計	543,284,689	621,223,478
純資産合計	543,284,689	621,223,478
負債純資産合計	552,079,970	625,410,210

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第10期 (自平成21年5月21日 至平成22年5月20日)	第11期 (自平成22年5月21日 至平成23年5月20日)
営業収益		
受取利息	7,763	9,640
有価証券売買等損益	17,683,823	14,360,122
その他収益	-	53
営業収益合計	17,691,586	14,369,815
営業費用		
受託者報酬	447,148	491,313
委託者報酬	6,874,742	7,553,737
その他費用	55,769	62,000
営業費用合計	7,377,659	8,107,050
営業利益又は営業損失( )	10,313,927	6,262,765
経常利益又は経常損失( )	10,313,927	6,262,765
当期純利益又は当期純損失( )	10,313,927	6,262,765
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	2,793,873	76,712
期首剰余金又は期首欠損金( )	170,518,736	189,540,255
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,665,992	20,963,460
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	23,665,992	20,963,460
剰余金減少額又は欠損金増加額	45,810,616	47,353,949
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	45,810,616	47,353,949
分配金	4,396,949	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	189,540,255	209,591,267

## （ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	第10期 （自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日）	第11期 （自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日）
1. 運用資産の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証 券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの計算期間は、平成21年 5月 21日から平成22年 5月20日までとなっ ております。	当ファンドの計算期間は、平成22年 5月 21日から平成23年 5月20日までとなっ ております。

（貸借対照表に関する注記）

第10期 （平成22年 5月20日現在）	第11期 （平成23年 5月20日現在）
1. 計算期間の末日における受益権の総数 732,824,944口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 830,814,745口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規 定する額 元本の欠損 189,540,255円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規 定する額 元本の欠損 209,591,267円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7414円 （10,000口当たり純資産額）（7,414円）	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7477円 （10,000口当たり純資産額）（7,477円）

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第10期 ( 自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日 )			第11期 ( 自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日 )		
1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用			1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用		
支払金額		766,917円	支払金額		794,529円
2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額223,196,547円 (10,000口当たり3,045円68銭)のうち、4,396,949円 (10,000口当たり60円00銭)を分配金額としております。			2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、253,969,629円 (10,000口当たり3,056円86銭)であり、分配金は0円 としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	5,646,361円	配当等収益額（費用控除後）	A	5,593,964円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	146,113,892円	収益調整金額	C	182,683,697円
分配準備積立金額	D	71,436,294円	分配準備積立金額	D	65,691,968円
分配対象額（A + B + C + D）	E	223,196,547円	分配対象額（A + B + C + D）	E	253,969,629円
期末受益権口数	F	732,824,944口	期末受益権口数	F	830,814,745口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	3,045円 68銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	3,056円 86銭
10,000口当たりの分配金額	H	60円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	4,396,949円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円

## （金融商品に関する注記）

## 1．金融商品の状況に関する事項

	第10期 （自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日）	第11期 （自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日）
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2．有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはポートフォリオにおけるリスクとファンドの商品特性に照らして想定されるリスクとの比較分析を行っております。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第10期 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)	第11期 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

第10期(自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)

該当事項はございません。

第11期(自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)

該当事項はございません。

## (その他の注記)

## 1. 元本の移動

	第10期 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)	第11期 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)
期首元本額	627,814,095円	732,824,944円
期中追加設定元本額	193,606,684円	178,522,513円
期中一部解約元本額	88,595,835円	80,532,712円

## 2. 有価証券関係

## 売買目的有価証券

	第10期 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)	第11期 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	15,185,143	14,353,641
合計	15,185,143	14,353,641

## 3. デリバティブ取引関係

第10期(自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)

該当事項はございません。

第11期(自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)

該当事項はございません。

**（４）【附属明細表】**

## 第１ 有価証券明細表

## （１）株式（平成23年５月20日現在）

該当事項はございません。

## （２）株式以外の有価証券（平成23年５月20日現在）

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	423,715,371	239,314,441	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	129,511,374	107,118,857	
	明治安田欧州株式マザーファンド	93,410,640	102,378,061	
	明治安田日本債券マザーファンド	80,556,006	99,261,110	
	明治安田外国債券マザーファンド	32,389,240	56,447,967	
合計		759,582,631	604,520,436	

## 第２ デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

[次へ](#)

## （参考）

当ファンドは「明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 明治安田日本株式マザーファンド

## （１）貸借対照表

科目	（平成23年5月20日現在）	
	金額（円）	
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	49,822,980	
株式	4,143,091,300	
未収入金	77,581,028	
未収配当金	43,297,400	
未収利息	81	
<b>流動資産合計</b>	<b>4,313,792,789</b>	
<b>資産合計</b>	<b>4,313,792,789</b>	
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払金	37,324,451	
未払解約金	4,696,214	
<b>流動負債合計</b>	<b>42,020,665</b>	
<b>負債合計</b>	<b>42,020,665</b>	
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	7,563,876,643	
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	3,292,104,519	
<b>元本等合計</b>	<b>4,271,772,124</b>	
<b>純資産合計</b>	<b>4,271,772,124</b>	
<b>負債純資産合計</b>	<b>4,313,792,789</b>	

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	(自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。  (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成23年 5月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、平成23年 1月21日から平成24年 1月20日までとなっております。

(その他の注記)

(平成23年 5月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日）の元本状況	
期首（平成22年 5月21日）の元本額	10,501,793,174円
対象期間中の追加設定元本額	736,948,125円
対象期間中の一部解約元本額	3,674,864,656円
平成23年 5月20日現在の元本額の内訳	
明治安田日本株式ファンド	892,901,877円
明治安田ライフプランファンド20	411,249,897円
明治安田ライフプランファンド50	602,891,863円
明治安田ライフプランファンド70	423,715,371円
明治安田外債日本株ファンド	2,174,292,309円
楽天資産形成ファンド	386,555,583円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	283,320,106円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	227,368,723円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	67,356,556円
明治安田VA日本株式ファンド（適格機関投資家専用）	220,129,448円
日本株式私募リサーチアクティブファンド（適格機関投資家専用）	1,874,094,910円
計	7,563,876,643円
2. 元本の欠損	3,292,104,519円
3. 対象期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	0.5648円
(10,000口当たり純資産額)	(5,648円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(平成23年5月20日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	日揮	20,000	2,106	42,120,000	
	明治ホールディングス	6,900	3,315	22,873,500	
	日清食品ホールディングス	28,100	2,875	80,787,500	
	富士紡ホールディングス	49,000	179	8,771,000	
	東レ	73,000	602	43,946,000	
	レンゴー	37,000	505	18,685,000	
	クラレ	36,300	1,190	43,197,000	
	旭化成	84,000	527	44,268,000	
	電気化学工業	52,000	418	21,736,000	
	信越化学工業	6,400	4,110	26,304,000	
	三井化学	84,000	276	23,184,000	
	宇部興産	98,000	236	23,128,000	
	三洋化成工業	27,000	602	16,254,000	
	日本ペイント	143,000	558	79,794,000	
	アステラス製薬	26,400	3,040	80,256,000	
	参天製薬	13,000	3,100	40,300,000	
	昭和シェル石油	49,000	777	38,073,000	
	JXホールディングス	40,600	516	20,949,600	
	横浜ゴム	121,000	422	51,062,000	
	旭硝子	44,000	968	42,592,000	
	大和工業	9,100	2,600	23,660,000	
	大同特殊鋼	88,000	479	42,152,000	
	日立金属	25,000	1,019	25,475,000	
	住友電気工業	14,700	1,138	16,728,600	
	日本発條	48,000	813	39,024,000	
	牧野フライス製作所	52,000	755	39,260,000	
	ナブテスコ	26,200	1,836	48,103,200	
	S M C	4,600	13,590	62,514,000	
	小松製作所	47,300	2,530	119,669,000	
	ホシザキ電機	16,900	1,543	26,076,700	
	日立製作所	314,000	462	145,068,000	
	東芝	93,000	435	40,455,000	
	三菱電機	95,000	907	86,165,000	
	日本電産	10,900	7,550	82,295,000	
	第一精工	6,400	3,665	23,456,000	
	パナソニック	64,700	944	61,076,800	
	ウシオ電機	14,500	1,564	22,678,000	
	浜松ホトニクス	7,400	3,225	23,865,000	
	村田製作所	16,000	5,210	83,360,000	
	キヤノン	31,000	3,695	114,545,000	
	日産自動車	163,900	779	127,678,100	
	いすゞ自動車	313,000	362	113,306,000	
	トヨタ自動車	10,700	3,280	35,096,000	

	マツダ	222,000	197	43,734,000	
	本田技研工業	41,500	3,065	127,197,500	
	豊田合成	11,800	1,727	20,378,600	
	ニコン	35,200	1,813	63,817,600	
	パラマウントベッド	2,100	2,086	4,380,600	
	リンテック	20,100	2,177	43,757,700	
	任天堂	2,200	18,580	40,876,000	
	関西電力	32,300	1,331	42,991,300	
	東京瓦斯	160,000	335	53,600,000	
	東日本旅客鉄道	6,400	4,580	29,312,000	
	東海旅客鉄道	60	617,000	37,020,000	
	全日本空輸	138,000	237	32,706,000	
	スカイマーク	25,500	1,060	27,030,000	
	日本テレビ放送網	3,560	11,130	39,622,800	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,127	146,000	164,542,000	
	ソフトバンク	18,600	3,045	56,637,000	
	ドウシシャ	10,900	1,793	19,543,700	
	丸紅	182,000	556	101,192,000	
	三井物産	84,700	1,345	113,921,500	
	コスモス薬品	6,300	3,285	20,695,500	
	ファミリーマート	14,900	2,853	42,509,700	
	エイチ・ツー・オー リテイリング	66,000	585	38,610,000	
	イオン	79,200	935	74,052,000	
	ケーズホールディングス	8,300	2,876	23,870,800	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	316,400	375	118,650,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	68,100	2,365	161,056,500	
	西日本シティ銀行	168,000	229	38,472,000	
	みずほフィナンシャルグループ	489,700	128	62,681,600	
	野村ホールディングス	118,600	391	46,372,600	
	NK S Jホールディングス	69,000	510	35,190,000	
	第一生命保険	252	123,800	31,197,600	
	オリックス	10,610	7,670	81,378,700	
	三菱地所	37,000	1,432	52,984,000	
	楽天	1,010	82,300	83,123,000	
小計		4,962,419		4,143,091,300	
合計				4,143,091,300	

(注) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
日本円	株式77銘柄	97.0%	100.0%

（２）株式以外の有価証券（平成23年５月20日現在）

該当事項はございません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

[次へ](#)

（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田アメリカ株式マザーファンド

（１）貸借対照表

科目	（平成23年5月20日現在）	
	金額（円）	
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金		1,861,106
コール・ローン		1,727,997
株式		1,077,347,062
投資信託受益証券		7,950,049
投資証券		7,515,537
未収入金		17,847
未収配当金		1,849,536
未収利息		2
<b>流動資産合計</b>		<b>1,098,269,136</b>
<b>資産合計</b>		<b>1,098,269,136</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払解約金		337,638
<b>流動負債合計</b>		<b>337,638</b>
<b>負債合計</b>		<b>337,638</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本		1,327,524,910
<b>剰余金</b>		
剰余金又は欠損金（ ）		229,593,412
<b>元本等合計</b>		<b>1,097,931,498</b>
<b>純資産合計</b>		<b>1,097,931,498</b>
<b>負債純資産合計</b>		<b>1,098,269,136</b>



## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	(自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成23年5月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、平成23年4月21日から平成24年4月20日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(平成23年5月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自平成22年5月21日至平成23年5月20日）の元本状況	
期首（平成22年5月21日）の元本額	1,280,996,223円
対象期間中の追加設定元本額	171,436,372円
対象期間中の一部解約元本額	124,907,685円
平成23年5月20日現在の元本額の内訳	
明治安田アメリカ株式ファンド	226,610,565円
明治安田ライフプランファンド20	61,280,653円
明治安田ライフプランファンド50	175,660,109円
明治安田ライフプランファンド70	129,511,374円
フコク株25大河	86,989,635円
フコク株50大河	177,427,581円
フコク株75大河	203,399,802円
楽天資産形成ファンド	92,301,703円
明治安田VAアメリカ株式ファンド（適格機関投資家専用）	26,129,841円
明治安田VALライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	44,580,308円
明治安田VALライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	65,731,344円
明治安田VALライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	20,722,920円
大河25VA 適格機関投資家専用	7,032,943円
大河50VA 適格機関投資家専用	6,531,857円
大河75VA 適格機関投資家専用	3,614,275円
計	1,327,524,910円
2. 元本の欠損	229,593,412円
3. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.8271円
(10,000口当たり純資産額)	(8,271円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(平成23年5月20日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	AMAZON.COM INC	210	198.805	41,749.05	
	ABBOTT LABORATORIES	1,530	53.42	81,732.60	
	AES CORP	1,920	12.93	24,825.60	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	1,540	170.59	262,708.60	
	ADOBE SYSTEMS INC	1,290	35.41	45,678.90	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	350	92.01	32,203.50	
	DU PONT (E.I.) DE NEMOURS	880	53.43	47,018.40	
	ALLSTATE CORP	670	32.45	21,741.50	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	1,300	59.49	77,337.00	
	AMGEN INC	655	61.035	39,977.92	
	HESS CORP	670	78.08	52,313.60	
	AMERICAN EXPRESS CO	1,450	51.82	75,139.00	
	AFLAC INC	1,100	50.36	55,396.00	
	VALERO ENERGY CORP	1,810	26.51	47,983.10	
	APOLLO GROUP INC-CL A	660	41.29	27,251.40	
	APACHE CORP	259	122.85	31,818.15	
	COMCAST CORP-CLASS A	3,090	25.38	78,424.20	
	APPLE INC	1,100	340.53	374,583.00	
	APPLIED MATERIALS INC	2,874	14.33	41,184.42	
	AVON PRODUCTS INC	719	29.97	21,548.43	
	BAKER HUGHES INC	616	70.57	43,471.12	
	BALL CORP	1,280	39.42	50,457.60	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,920	79.28	152,217.60	
	CONSTELLATION ENERGY GROUP	810	37.04	30,002.40	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	730	60.22	43,960.60	
	BED BATH & BEYOND INC	380	54.91	20,865.80	
	BECTON DICKINSON AND CO	300	89.58	26,874.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	4,070	37.32	151,892.40	
	BEST BUY CO INC	410	31.80	13,038.00	
	YUM! BRANDS INC	540	56.69	30,612.60	
	BOEING CO/THE	620	78.02	48,372.40	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	1,354	28.60	38,724.40	
	ONEOK INC	395	70.64	27,902.80	
	FEDEX CORP	379	94.58	35,845.82	
	AMPHENOL CORP-CL A	320	54.90	17,568.00	
	CSX CORP	397	77.06	30,592.82	
	CAMPBELL SOUP CO	844	35.34	29,826.96	
	CARDINAL HEALTH INC	450	45.25	20,362.50	
	CATERPILLAR INC	480	105.30	50,544.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	4,540	44.00	199,760.00	
	CHUBB CORP	360	65.87	23,713.20	
	CIGNA CORP	756	49.53	37,444.68	
	CISCO SYSTEMS INC	6,360	16.66	105,957.60	

CLIFFS NATURAL RESOURCES INC	170	88.25	15,002.50
COCA-COLA CO/THE	2,200	68.46	150,612.00
COLGATE-PALMOLIVE CO	780	86.90	67,782.00
AON CORP	459	52.61	24,147.99
CONAGRA FOODS INC	1,101	25.58	28,163.58
CONSOLIDATED EDISON INC	413	53.98	22,293.74
BIG LOTS INC	300	33.77	10,131.00
CMS ENERGY CORP	2,210	20.32	44,907.20
CAMERON INTERNATIONAL CORP	649	48.04	31,177.96
COVENTRY HEALTH CARE INC	710	34.43	24,445.30
SEALED AIR CORP	890	26.00	23,140.00
BROADCOM CORP-CL A	700	33.58	23,506.00
CUMMINS INC	400	109.51	43,804.00
L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	322	84.45	27,192.90
DANAHER CORP	610	55.22	33,684.20
MOODY'S CORP	970	39.05	37,878.50
TARGET CORP	810	50.29	40,734.90
DEERE & CO	80	86.04	6,883.20
DELL INC	4,350	16.34	71,079.00
WALT DISNEY CO/THE	1,557	41.38	64,428.66
RR DONNELLEY & SONS CO	1,950	20.92	40,794.00
DOVER CORP	640	64.45	41,248.00
DOW CHEMICAL CO/THE	1,150	36.85	42,377.50
OMNICOM GROUP	680	48.02	32,653.60
DTE ENERGY COMPANY	289	51.91	15,001.99
DARDEN RESTAURANTS INC	430	52.03	22,372.90
EMC CORP/MASS	2,620	27.99	73,333.80
BANK OF AMERICA CORP	9,670	11.69	113,042.30
CITIGROUP INC	3,097	41.38	128,153.86
EASTMAN CHEMICAL CO	440	105.17	46,274.80
EATON CORP	380	51.38	19,524.40
ECOLAB INC	1,000	52.68	52,680.00
EMERSON ELECTRIC CO	572	54.61	31,236.92
ENTERGY CORP	484	69.19	33,487.96
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	217	101.80	22,090.60
EXPRESS SCRIPTS INC	590	60.655	35,786.45
EXXON MOBIL CORP	5,770	82.33	475,044.10
FMC CORP	260	84.11	21,868.60
FAMILY DOLLAR STORES	506	54.08	27,364.48
ASSURANT INC	207	38.14	7,894.98
FIFTH THIRD BANCORP	1,581	13.00	20,553.00
FISERV INC	750	63.33	47,497.50
FOREST LABORATORIES INC	932	35.28	32,880.96
FRANKLIN RESOURCES INC	470	127.05	59,713.50
FREEMONT-MCMORAN COPPER	910	47.97	43,652.70
GAP INC/THE	1,740	23.29	40,524.60
GENERAL DYNAMICS CORP	661	73.88	48,834.68
GENUINE PARTS CO	250	55.26	13,815.00

GILEAD SCIENCES INC	1,580	40.185	63,492.30
MCKESSON CORP	323	86.64	27,984.72
GENERAL ELECTRIC CO	11,160	19.96	222,753.60
WW GRAINGER INC	270	151.45	40,891.50
HALLIBURTON CO	1,660	46.90	77,854.00
GOLDMAN SACHS GROUP INC	470	139.34	65,489.80
HARRIS CORP	820	49.43	40,532.60
HELMERICH & PAYNE	310	60.25	18,677.50
HEWLETT-PACKARD CO	3,310	36.13	119,590.30
UNUM GROUP	1,198	26.90	32,226.20
HOME DEPOT INC	1,635	37.39	61,132.65
HORMEL FOODS CORP	900	30.26	27,234.00
HUMANA INC	670	79.44	53,224.80
BIOGEN IDEC INC	150	96.72	14,508.00
ILLINOIS TOOL WORKS	620	57.65	35,743.00
INTEL CORP	7,570	23.54	178,197.80
ITT CORP	400	57.29	22,916.00
JABIL CIRCUIT INC	2,000	20.86	41,720.00
JOHNSON & JOHNSON	2,570	66.39	170,622.30
JOHNSON CONTROLS INC	837	38.83	32,500.71
DEVON ENERGY CORPORATION	500	82.53	41,265.00
KOHL'S CORP	1,040	56.57	58,832.80
KROGER CO	1,610	25.48	41,022.80
ELI LILLY & CO	1,950	38.71	75,484.50
LIMITED BRANDS INC	600	40.81	24,486.00
LINCOLN NATIONAL CORP	608	29.76	18,094.08
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	950	74.30	70,585.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	1,060	51.16	54,229.60
LOCKHEED MARTIN CORP	770	80.38	61,892.60
LOWE'S COS INC	1,774	24.78	43,959.72
MCDONALD'S CORP	1,030	82.51	84,985.30
MCGRAW-HILL COMPANIES INC	570	43.26	24,658.20
MARSH & MCLENNAN COS	620	30.50	18,910.00
METLIFE INC	1,240	45.19	56,035.60
MEDTRONIC INC	330	42.82	14,130.60
CVS CAREMARK CORP	2,260	38.43	86,851.80
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	192	100.72	19,338.24
MICROSOFT CORP	9,620	24.715	237,758.30
MICRON TECHNOLOGY INC	1,334	10.17	13,566.78
3M CO	590	94.71	55,878.90
JANUS CAPITAL GROUP INC	3,320	10.48	34,793.60
MURPHY OIL CORP	660	67.26	44,391.60
XCEL ENERGY INC	1,880	25.24	47,451.20
FORD MOTOR CO	4,230	15.12	63,957.60
NATIONAL OILWELL VARCO INC	706	67.93	47,958.58
NORDSTROM INC	230	46.45	10,683.50
NORTHEAST UTILITIES	1,180	36.26	42,786.80
COACH INC	528	60.65	32,023.20

NORTHROP GRUMMAN CORP	910	65.16	59,295.60
WELLS FARGO & CO	6,270	28.61	179,384.70
MONSANTO CO	162	66.59	10,787.58
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	960	56.21	53,961.60
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	800	100.38	80,304.00
ORACLE CORP	3,980	34.50	137,310.00
PARKER HANNIFIN CORP	360	87.80	31,608.00
PEPSICO INC	1,720	71.78	123,461.60
PFIZER INC	8,290	21.03	174,338.70
CONOCOPHILLIPS	1,620	72.70	117,774.00
P G & E CORP	1,290	45.09	58,166.10
ALTRIA GROUP INC	1,416	27.98	39,619.68
AETNA INC	1,370	45.90	62,883.00
FLUOR CORP	300	67.79	20,337.00
PPG INDUSTRIES INC	340	88.93	30,236.20
COSTCO WHOLESALE CORP	740	83.86	62,056.40
T ROWE PRICE GROUP INC	900	63.73	57,357.00
QUEST DIAGNOSTICS INC	403	58.42	23,543.26
PROCTER & GAMBLE CO/THE	2,550	67.46	172,023.00
PROGRESSIVE CORP	1,535	21.78	33,432.30
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	523	34.18	17,876.14
QUALCOMM INC	1,490	57.30	85,377.00
US BANCORP	1,589	25.81	41,012.09
ROSS STORES INC	680	80.78	54,930.40
PEABODY ENERGY CORP	740	59.54	44,059.60
RAYTHEON COMPANY	1,110	49.73	55,200.30
RYDER SYSTEM INC	780	55.23	43,079.40
FMC TECHNOLOGIES INC	802	42.07	33,740.14
KRAFT FOODS INC-CLASS A	1,920	34.99	67,180.80
SANDISK CORP	400	46.48	18,592.00
SAFEWAY INC	800	25.42	20,336.00
ROCKWELL COLLINS INC	370	61.87	22,891.90
ST JUDE MEDICAL INC	460	51.92	23,883.20
TRAVELERS COS INC/THE	767	62.81	48,175.27
MERCK & CO. INC.	2,670	37.38	99,804.60
SCHLUMBERGER LTD	1,340	83.58	111,997.20
ZIMMER HOLDINGS INC	250	68.28	17,070.00
WELLPOINT INC	553	81.78	45,224.34
AMERISOURCEBERGEN CORP	930	41.83	38,901.90
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	505	31.81	16,064.05
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	332	86.51	28,721.32
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	688	64.62	44,458.56
AT&T INC	7,480	31.40	234,872.00
CHEVRON CORP	2,540	103.87	263,829.80
STAPLES INC	1,496	16.60	24,833.60
STATE STREET CORP	640	47.47	30,380.80
STARBUCKS CORP	1,600	37.14	59,424.00
SYSCO CORP	1,079	32.44	35,002.76

	TERADYNE INC	960	16.05	15,408.00	
	TESORO CORP	740	24.07	17,811.80	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	1,833	34.97	64,100.01	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	380	65.38	24,844.40	
	TORCHMARK CORP	490	67.51	33,079.90	
	TYSON FOODS INC-CL A	2,330	18.56	43,244.80	
	MARATHON OIL CORP	1,470	51.92	76,322.40	
	UNION PACIFIC CORP	520	102.79	53,450.80	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	1,380	88.10	121,578.00	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	1,860	50.55	94,023.00	
	WALGREEN CO	1,518	44.23	67,141.14	
	WAL-MART STORES INC	2,880	55.48	159,782.40	
	MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	1,080	64.65	69,822.00	
	WESTERN DIGITAL CORP	648	36.35	23,554.80	
	WHIRLPOOL CORP	430	83.02	35,698.60	
	WHOLE FOODS MARKET INC	200	61.88	12,376.00	
	NASDAQ OMX GROUP/THE	1,590	26.13	41,546.70	
	PEPCO HOLDINGS INC	1,470	20.21	29,708.70	
	XEROX CORP	4,570	10.26	46,888.20	
	TJX COMPANIES INC	1,130	52.15	58,929.50	
	CB RICHARD ELLIS GROUP INC-A	1,530	27.06	41,401.80	
	GOOGLE INC-CL A	240	531.25	127,500.00	
	METROPCS COMMUNICATIONS INC	2,430	18.29	44,444.70	
	NEWS CORP-CL A	530	17.70	9,381.00	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	900	63.43	57,087.00	
	GAMESTOP CORP-CLASS A	1,730	27.32	47,263.60	
	VIACOM INC-CLASS B	1,020	51.43	52,458.60	
	MASTERCARD INC-CLASS A	120	284.06	34,087.20	
	WESTERN UNION CO	2,540	20.72	52,628.80	
	SAIC INC	2,400	17.53	42,072.00	
	NYSE EURONEXT	247	35.82	8,847.54	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	2,080	25.68	53,414.40	
	INVESCO LTD	1,290	24.68	31,837.20	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	2,000	70.68	141,360.00	
	VISA INC-CLASS A SHARES	553	79.64	44,040.92	
	DR PEPPER SNAPPLE GROUP INC	650	42.28	27,482.00	
	ACE LTD	390	69.20	26,988.00	
	COCA-COLA ENTERPRISES	580	29.60	17,168.00	
	DIRECTV-CLASS A	1,580	50.21	79,331.80	
	QEP RESOURCES INC	484	41.30	19,989.20	
	TIME WARNER CABLE	374	77.32	28,917.68	
	TIME WARNER INC	956	36.89	35,266.84	
	TYCO INTERNATIONAL LTD	873	49.98	43,632.54	
小計		313,576		13,175,334.02	
				(1,077,347,062)	
合計				1,077,347,062	
				(1,077,347,062)	

（注1）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注2）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

（注3）通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

（注4）有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
米ドル	株式230銘柄	98.1%	100.0%

（2）株式以外の有価証券

（平成23年5月20日現在）

種類	銘柄	口数（口）	評価額		備考
			単価	金額	
投資信託受益証券					
米ドル	SPDR S&P 500 ETF TRUST	722	134.66	97,224.52	
小計		722		97,224.52	
				(7,950,049)	
投資証券					
米ドル	EQUITY RESIDENTIAL	230	60.35	13,880.50	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	600	17.17	10,302.00	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	190	116.24	22,085.60	
	PUBLIC STORAGE	230	117.31	26,981.30	
	VORNADO REALTY TRUST	100	97.11	9,711.00	
	WEYERHAEUSER CO	410	21.83	8,950.30	
小計		1,760		91,910.70	
				(7,515,537)	
合計				15,465,586	
				(15,465,586)	

（注1）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注2）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

（注3）通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

（注4）有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1 銘柄	0.7%	51.4%
	投資証券 6 銘柄	0.7%	48.6%

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

[前へ](#) [次へ](#)



（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田欧州株式マザーファンド

（１）貸借対照表

科目	（平成23年5月20日現在）	
	金額（円）	
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金		53,770,542
コール・ローン		38,542,970
株式		1,770,908,331
未収配当金		7,051,265
未収利息		63
<b>流動資産合計</b>		<b>1,870,273,171</b>
<b>資産合計</b>		<b>1,870,273,171</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
<b>流動負債合計</b>		-
<b>負債合計</b>		-
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本		1,706,393,169
<b>剰余金</b>		
剰余金又は欠損金（ ）		163,880,002
<b>元本等合計</b>		<b>1,870,273,171</b>
<b>純資産合計</b>		<b>1,870,273,171</b>
<b>負債純資産合計</b>		<b>1,870,273,171</b>

## ( 2 ) 注記表

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

	( 自 平成22年 5 月21日 至 平成23年 5 月20日 )
1 . 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>( 1 ) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>( 2 ) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2 . 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3 . 費用・収益の計上基準	<p>( 1 ) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>( 2 ) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4 . その他	<p>貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成23年 5 月20日現在であります。なお、当親投資信託の計算期間は、平成23年 1 月21日から平成24年 1 月20日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(平成23年5月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自平成22年5月21日 至 平成23年5月20日）の元本状況	
期首（平成22年5月21日）の元本額	1,830,327,159円
対象期間中の追加設定元本額	261,309,554円
対象期間中の一部解約元本額	385,243,544円
平成23年5月20日現在の元本額の内訳	
明治安田欧州株式ファンド	1,063,833,609円
明治安田ライフプランファンド20	43,696,489円
明治安田ライフプランファンド50	119,138,859円
明治安田ライフプランファンド70	93,410,640円
フコク株25大河	43,367,942円
フコク株50大河	88,046,861円
フコク株75大河	102,916,709円
楽天資産形成ファンド	34,717,973円
明治安田V A 欧州株式ファンド（適格機関投資家専用）	17,002,400円
明治安田V A ライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	31,595,820円
明治安田V A ライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	44,446,309円
明治安田V A ライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	15,515,136円
大河25 V A 適格機関投資家専用	3,561,163円
大河50 V A 適格機関投資家専用	3,389,369円
大河75 V A 適格機関投資家専用	1,753,890円
計	1,706,393,169円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0960円
（10,000口当たり純資産額）	(10,960円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(平成23年5月20日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
イギリスポンド	BHP BILLITON PLC	8,681	23.71	205,826.51	
	HSBC HOLDINGS PLC	28,599	6.395	182,890.60	
	PRUDENTIAL PLC	27,828	7.40	205,927.20	
	SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	20,769	13.27	275,604.63	
	SERCO GROUP PLC	46,034	5.555	255,718.87	
	BP PLC	135,077	4.479	605,009.88	
	TESCO PLC	138,213	4.145	572,892.88	
	ICAP PLC	41,835	4.737	198,172.39	
	CENTRICA PLC	89,975	3.221	289,809.47	
	COBHAM PLC	119,431	2.339	279,349.10	
	LAMPRELL PLC	43,228	3.851	166,471.02	
	ANGLO AMERICAN PLC	6,655	29.605	197,021.27	
	EURASIAN NATURAL RESOURCES	13,776	8.455	116,476.08	
	CABLE & WIRELESS COMMUNICATI	404,987	0.4825	195,406.22	
	CABLE & WIRELESS WORLDWIDE	353,830	0.514	181,868.62	
小計		1,478,918		3,928,444.74	
				(520,951,056)	
スイスフラン	SYNGENTA AG-REG	2,284	293.50	670,354.00	
	SULZER AG-REG	1,558	153.50	239,153.00	
	NOVARTIS AG-REG	16,942	54.45	922,491.90	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	5,161	150.00	774,150.00	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	1,551	143.20	222,103.20	
	UBS AG-REG	18,217	16.34	297,665.78	
	ACTELION LTD-REG	5,877	45.00	264,465.00	
	JULIUS BAER GROUP LTD	5,080	38.17	193,903.60	
	WEATHERFORD INTL LTD	18,721	17.21	322,188.41	
	小計		75,391		3,906,474.89
				(362,130,222)	
スウェーデンクローナ	SWEDISH MATCH AB	6,495	220.10	1,429,549.50	
	TELIASONERA AB	67,249	49.49	3,328,153.01	
小計		73,744		4,757,702.51	
				(62,183,171)	
ノルウェークローネ	DNB NOR ASA	42,528	81.05	3,446,894.40	
小計		42,528		3,446,894.40	
				(51,220,850)	
デンマーククローネ	PANDORA A/S	10,009	199.00	1,991,791.00	
小計		10,009		1,991,791.00	
				(31,231,282)	

ユーロ	RHOEN-KLINIKUM AG	11,557	16.625	192,135.12	
	SAP AG	6,660	44.09	293,639.40	
	METRO AG	5,004	46.07	230,534.28	
	BAYER AG-REG	8,613	57.81	497,917.53	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	6,021	50.32	302,976.72	
	ALLIANZ SE-REG	3,060	97.42	298,105.20	
	K+S AG	7,656	52.82	404,389.92	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	39,003	8.091	315,573.27	
	ENI SPA	18,041	17.10	308,501.10	
	L'OREAL	3,646	87.06	317,420.76	
	BNP PARIBAS	7,051	54.34	383,151.34	
	SES	12,873	18.405	236,927.56	
	TOTAL SA	17,935	41.26	739,998.10	
	QIAGEN N.V.	25,240	14.295	360,805.80	
	AEGON NV	52,122	4.875	254,094.75	
	ACCIONA SA	3,236	74.61	241,437.96	
	AMADEUS IT HOLDING SA-A SHS	14,981	14.13	211,681.53	
	UMICORE	8,390	36.89	309,507.10	
	AGEAS	111,944	1.947	217,954.96	
	CRH PLC	15,182	15.75	239,116.50	
小計		378,215		6,355,868.90	
				(743,191,750)	
合計				1,770,908,331	
				(1,770,908,331)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
イギリスポンド	株式15銘柄	27.9%	29.4%
スイスフラン	株式9銘柄	19.4%	20.4%
スウェーデンクローナ	株式2銘柄	3.3%	3.5%
ノルウェークローネ	株式1銘柄	2.7%	2.9%
デンマーククローネ	株式1銘柄	1.7%	1.8%
ユーロ	株式20銘柄	39.7%	42.0%

(2) 株式以外の有価証券(平成23年5月20日現在)

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

[前へ](#) [次へ](#)

（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本債券マザーファンド

（１）貸借対照表

科目	(平成23年5月20日現在)
	金額(円)
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
コール・ローン	42,754,830
国債証券	2,560,591,600
特殊債券	208,882,000
社債券	806,325,000
未収入金	101,365,000
未収利息	11,449,260
前払費用	3,025,345
<b>流動資産合計</b>	<b>3,734,393,035</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,734,393,035</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払金	100,000,000
<b>流動負債合計</b>	<b>100,000,000</b>
<b>負債合計</b>	<b>100,000,000</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	2,949,583,233
<b>剰余金</b>	
剰余金又は欠損金( )	684,809,802
<b>元本等合計</b>	<b>3,634,393,035</b>
<b>純資産合計</b>	<b>3,634,393,035</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>3,734,393,035</b>

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	(自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ たっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成23年 5月20日現在でありま す。 なお、当親投資信託の計算期間は、平成23年 1月21日から平成24年 1月 20日までとなっております。

(その他の注記)

(平成23年 5月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)の元本状況	
期首(平成22年 5月21日)の元本額	2,774,162,429円
対象期間中の追加設定元本額	472,580,167円
対象期間中の一部解約元本額	297,159,363円
平成23年 5月20日現在の元本額の内訳	
明治安田日本債券ファンド	842,840,458円
明治安田ライフプランファンド20	740,654,469円
明治安田ライフプランファンド50	269,673,999円
明治安田ライフプランファンド70	80,556,006円
楽天資産形成ファンド	153,517,475円
明治安田VA日本債券ファンド(適格機関投資家専用)	206,415,422円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	513,023,204円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	129,745,235円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	13,156,965円
計	2,949,583,233円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2322円
(10,000口当たり純資産額)	(12,322円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式（平成23年5月20日現在）

該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券

（平成23年5月20日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円				
国債証券	第293回利付国債2年	110,000,000	110,051,700	
	第96回利付国債5年	110,000,000	110,389,400	
	第3回利付国債40年	14,000,000	14,044,100	
	第4回利付国債40年	22,000,000	22,046,640	
	第248回利付国債10年	5,000,000	5,048,050	
	第248回利付国債10年	20,000,000	20,192,200	
	第259回利付国債10年	30,000,000	31,075,800	
	第264回利付国債10年	100,000,000	104,068,000	
	第265回利付国債10年	290,000,000	302,458,400	
	第286回利付国債10年	60,000,000	64,387,200	
	第288回利付国債10年	35,000,000	37,368,100	
	第291回利付国債10年	95,000,000	98,934,900	
	第291回利付国債10年	290,000,000	302,011,800	
	第296回利付国債10年	30,000,000	31,594,800	
	第301回利付国債10年	74,000,000	77,632,660	
	第306回利付国債10年	42,000,000	43,467,060	
	第310回利付国債10年	80,000,000	79,592,000	
	第311回利付国債10年	110,000,000	107,482,100	
	第15回利付国債30年	74,000,000	80,991,520	
	第22回利付国債30年	66,000,000	72,191,460	
	第24回利付国債30年	10,000,000	10,950,900	
	第24回利付国債30年	10,000,000	10,950,900	
	第42回利付国債20年	53,000,000	60,064,370	
	第54回利付国債20年	25,000,000	27,500,250	
	第63回利付国債20年	35,000,000	36,787,450	
	第70回利付国債20年	40,000,000	44,493,200	
	第80回利付国債20年	48,000,000	51,316,320	
	第86回利付国債20年	60,000,000	65,304,600	
	第95回利付国債20年	30,000,000	32,353,500	
	第101回利付国債20年	181,000,000	197,054,700	
	第112回利付国債20年	67,000,000	69,362,420	
	第116回利付国債20年	135,000,000	141,496,200	
	第123回利付国債20年	10,000,000	10,292,600	
	第125回利付国債20年	5,000,000	5,223,450	
	第125回利付国債20年	45,000,000	47,011,050	
	第126回利付国債20年	35,000,000	35,401,800	
国債証券計		2,446,000,000	2,560,591,600	
特殊債券	利附い第692号農林債券5年	100,000,000	101,406,000	
	第20回公営企業債券	100,000,000	107,476,000	
特殊債券計		200,000,000	208,882,000	



社債券	第10回東日本高速道路社債	100,000,000	99,943,000	
	第21回コスモ石油無担保社債	100,000,000	98,786,000	
	第37回クレディセゾン無担保社債	100,000,000	101,058,000	
	第6回ジャックス無担保社債	100,000,000	100,489,000	
	第11回東京建物無担保社債	100,000,000	101,765,000	
	第71回住友不動産無担保社債	100,000,000	101,892,000	
	第71回近畿日本鉄道無担保社債	100,000,000	100,000,000	
	第8回コナミ無担保社債	100,000,000	102,392,000	
社債券計		800,000,000	806,325,000	
合計			3,575,798,600	

(注) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
日本円	国債証券32銘柄	70.5%	71.6%
	特殊債券2銘柄	5.7%	5.8%
	社債券8銘柄	22.2%	22.6%

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

[前へ](#) [次へ](#)

（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田外国債券マザーファンド

（１）貸借対照表

科目	（平成23年5月20日現在）	
	金額（円）	
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金		12,623,832
コール・ローン		58,938,494
国債証券		2,792,167,091
特殊債券		241,524,073
社債券		268,015,021
派生商品評価勘定		14,303,127
未収利息		26,302,823
前払費用		6,176,047
<b>流動資産合計</b>		<b>3,420,050,508</b>
<b>資産合計</b>		<b>3,420,050,508</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
派生商品評価勘定		10,172,287
未払解約金		4,549,514
<b>流動負債合計</b>		<b>14,721,801</b>
<b>負債合計</b>		<b>14,721,801</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本		1,953,899,665
<b>剰余金</b>		
剰余金又は欠損金（ ）		1,451,429,042
<b>元本等合計</b>		<b>3,405,328,707</b>
<b>純資産合計</b>		<b>3,405,328,707</b>
<b>負債純資産合計</b>		<b>3,420,050,508</b>

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	(自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。  (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成23年 5月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、平成23年 3月10日から平成24年 3月9日までとなっております。

(その他の注記)

(平成23年 5月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)の元本状況	
期首(平成22年 5月21日)の元本額	2,437,890,851円
対象期間中の追加設定元本額	57,827,700円
対象期間中の一部解約元本額	541,818,886円
平成23年 5月20日現在の元本額の内訳	
明治安田外国債券ファンド	64,572,942円
明治安田ライフプランファンド20	129,324,776円
明治安田ライフプランファンド50	85,662,806円
明治安田ライフプランファンド70	32,389,240円
フコク株25大河	34,363,230円
フコク株50大河	45,664,380円
明治安田外債日本株ファンド	1,089,123,302円
明治安田VA外国債券ファンド(適格機関投資家専用)	336,368,955円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	90,172,522円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	36,887,003円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	5,062,441円
大河25VA 適格機関投資家専用	2,736,519円
大河50VA 適格機関投資家専用	1,571,549円
計	1,953,899,665円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.7428円
(10,000口当たり純資産額)	(17,428円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式（平成23年5月20日現在）

該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券

（平成23年5月20日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
米ドル	US TREASURY N/B 1%	2,085,000	2,099,008.59	
	US TREASURY N/B 1.875%	2,175,000	2,212,722.65	
	US TREASURY N/B 2%	1,205,000	1,242,562.11	
	US TREASURY N/B 2.375%	760,000	790,162.50	
	US TREASURY N/B 2.125%	2,465,000	2,534,135.55	
	US TREASURY N/B 2%	1,830,000	1,853,732.81	
	US TREASURY N/B 3.75%	1,695,000	1,825,038.28	
	US TREASURY N/B 6.25%	400,000	509,812.50	
	US TREASURY N/B 4.25%	1,375,000	1,365,976.56	
	US TREASURY N/B 4.375%	265,000	268,271.09	
小計		14,255,000	14,701,422.64	
			(1,202,135,329)	
イギリスポンド	TREASURY 5.25%	245,000	256,343.50	
	TREASURY 5%	110,000	113,809.30	
	TREASURY 5%	495,000	512,141.85	
	TREASURY 4.75%	370,000	402,663.60	
	TREASURY 4.25%	275,000	278,341.25	
小計		1,495,000	1,563,299.50	
			(207,309,146)	
スウェーデンクローナ	SWEDEN GOVT 6.75%	1,845,000	2,056,363.20	
小計		1,845,000	2,056,363.20	
			(26,876,667)	
デンマーククローネ	DENMARK - BULLET 4%	2,500,000	2,663,750.00	
小計		2,500,000	2,663,750.00	
			(41,767,600)	
メキシコペソ	MEXICAN BONOS 8%	4,980,000	5,334,526.20	
小計		4,980,000	5,334,526.20	
			(37,448,373)	
ユーロ	BUNDESSCHATZANW 1%	335,000	333,887.80	
	BUNDESSCHATZANW 1%	580,000	578,074.40	
	BUNDESSCHATZANW 0.5%	885,000	875,619.00	
	DEUTSCHLAND REP 4%	385,000	403,672.50	
	BTPS 3.75%	1,655,000	1,652,683.00	
	BTPS 4.5%	1,350,000	1,370,655.00	
	BTPS 3.75%	725,000	677,005.00	

	BTPS 5%	390,000	371,865.00	
	SPANISH GOV'T 5.5%	1,200,000	1,212,000.00	
	SPANISH GOV'T 4.2%	424,000	325,123.20	
	BELGIAN 0316 3.5%	1,960,000	1,981,560.00	
	REP OF AUSTRIA 4.15%	275,000	276,512.50	
	IRISH GOVT 5.9%	180,000	130,446.00	
	IRISH GOVT 5.9%	180,000	130,446.00	
	IRISH GOVT 4.5%	240,000	163,200.00	
	IRISH GOVT 4.5%	160,000	108,800.00	
	REP OF POLAND 5.875%	305,000	326,350.00	
小計		11,229,000	10,917,899.40	
			(1,276,629,976)	
国債証券計			2,792,167,091	
			(2,792,167,091)	
特殊債券				
オーストラリアドル	KFW 5.5%	535,000	535,428.00	
小計		535,000	535,428.00	
			(46,716,093)	
イギリスポンド	NETWRK RAIL INFR 4.875%	190,000	195,244.00	
	EUROPEAN INVT BK 6.25%	330,000	369,435.00	
小計		520,000	564,679.00	
			(74,882,082)	
ユーロ	RENTENBANK 3.25%	615,000	629,083.50	
	OESTER KONTROLBK 3.5%	386,000	396,537.80	
小計		1,001,000	1,025,621.30	
			(119,925,898)	
特殊債券計			241,524,073	
			(241,524,073)	
社債券				
米ドル	JPMORGAN CHASE 6.3%	200,000	226,520.00	
小計		200,000	226,520.00	
			(18,522,540)	
イギリスポンド	ROYAL BK SCOTLND 4.125%	300,000	303,450.00	
	CITIGROUP INC 5.5%	150,000	161,017.50	
	ROYAL BK SCOTLND 6.625%	180,000	196,920.00	
	LLOYDS TSB BANK 6.75%	170,000	186,813.00	
	WELLCOME TRST FI 4.75%	150,000	157,905.00	
	WELLCOME TRST FI 4.75%	115,000	121,060.50	
小計		1,065,000	1,127,166.00	
			(149,473,483)	

ユーロ	MORGAN STANLEY 5.5%	170,000	174,930.00	
	GOLDMAN SACHS GP 5.125%	200,000	199,960.00	
	SOCIETE GENERALE 3.75%	150,000	151,425.00	
	BARCLAYS BK PLC 4.875%	170,000	173,570.00	
	CREDIT SUISSE LD 4.75%	150,000	155,490.00	
小計		840,000	855,375.00	
			(100,018,998)	
社債券計			268,015,021	
			(268,015,021)	
合計			3,301,706,185	
			(3,301,706,185)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	国債証券10銘柄	35.3%	36.4%
	社債券1銘柄	0.6%	0.6%
オーストラリアドル	特殊債券1銘柄	1.4%	1.4%
イギリスポンド	国債証券4銘柄	6.1%	6.3%
	特殊債券2銘柄	2.2%	2.3%
	社債券5銘柄	4.4%	4.5%
スウェーデンクローナ	国債証券1銘柄	0.8%	0.8%
デンマーククローネ	国債証券1銘柄	1.2%	1.3%
メキシコペソ	国債証券1銘柄	1.1%	1.1%
ユーロ	国債証券14銘柄	37.5%	38.7%
	特殊債券2銘柄	3.5%	3.6%
	社債券5銘柄	2.9%	3.0%

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（平成23年5月20日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	730,891,292	-	719,726,770	11,164,522
	米ドル	139,820,265	-	141,392,900	1,572,635
	カナダドル	25,444,134	-	25,450,170	6,036
	オーストラリアドル	10,120,230	-	9,923,350	196,880
	イギリスポンド	487,033,005	-	474,618,150	12,414,855
	デンマーククローネ	15,220,950	-	14,701,600	519,350
	ユーロ	53,252,708	-	53,640,600	387,892
	買建	785,797,732	-	778,764,050	7,033,682
	米ドル	228,942,572	-	229,252,650	310,078
	カナダドル	105,589,350	-	103,713,600	1,875,750
	イギリスポンド	211,748,045	-	212,485,950	737,905
	スイスフラン	18,711,000	-	18,538,000	173,000
	シンガポールドル	29,257,800	-	29,066,400	191,400
	スウェーデンクローナ	140,747,250	-	136,500,000	4,247,250
	ノルウェークローネ	12,289,200	-	11,824,000	465,200
	ポーランドズロチ	33,683,715	-	32,719,050	964,665
	ユーロ	4,828,800	-	4,664,400	164,400
	合計	-	-	-	4,130,840

（注）時価の算定方法

為替予約取引

- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
  - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
  - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。  
 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

[前へ](#)

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

明治安田ライフプランファンド20

（平成23年6月30日現在）

資産総額	1,544,259,755円
負債総額	3,290,845円
純資産総額（ - ）	1,540,968,910円
発行済数量	1,536,595,101口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0028円

明治安田ライフプランファンド50

（平成23年6月30日現在）

資産総額	1,156,424,048円
負債総額	2,189,806円
純資産総額（ - ）	1,154,234,242円
発行済数量	1,356,917,585口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8506円

明治安田ライフプランファンド70

（平成23年6月30日現在）

資産総額	643,681,497円
負債総額	1,107,857円
純資産総額（ - ）	642,573,640円
発行済数量	862,291,917口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7452円



## 参考

親投資信託の現況は以下のとおりです。

## 純資産額計算書

明治安田日本株式マザーファンド (平成23年6月30日現在)

資産総額	4,413,396,108円
負債総額	25,606,378円
純資産総額（ - ）	4,387,789,730円
発行済数量	7,549,869,270口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5812円

明治安田アメリカ株式マザーファンド (平成23年6月30日現在)

資産総額	1,073,312,089円
負債総額	363,441円
純資産総額（ - ）	1,072,948,648円
発行済数量	1,348,569,082口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7956円

明治安田欧州株式マザーファンド (平成23年6月30日現在)

資産総額	1,869,266,571円
負債総額	47,991,365円
純資産総額（ - ）	1,821,275,206円
発行済数量	1,727,541,263口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0543円

明治安田日本債券マザーファンド (平成23年6月30日現在)

資産総額	4,191,937,294円
負債総額	453,306,837円
純資産総額（ - ）	3,738,630,457円
発行済数量	3,023,168,365口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2367円

明治安田外国債券マザーファンド (平成23年6月30日現在)

資産総額	5,027,537,050円
負債総額	1,718,748,729円
純資産総額（ - ）	3,308,788,321円
発行済数量	1,915,072,440口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7278円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称および住所並びに手数料

該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

(5) 振替受益権

受益証券の不発行

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金・償還金の支払い等については、約款の規定による他、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

##### (2)委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

###### 投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年6月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	127 本	475,670,496,944 円
単位型株式投資信託	3 本	3,651,071,448 円
合 計	130 本	479,321,568,392 円

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（旧会社名 M D A Mアセットマネジメント株式会社、以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

#### 2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、あずさ監査法人により監査を受け、第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、従来から委託会社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって、有限責任 あずさ監査法人となりました。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第24期 (平成22年3月31日現在)	第25期 (平成23年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	5,244,171	7,654,615
前払費用	45,055	100,129
未収入金	376	2
未収委託者報酬	196,221	461,977
未収運用受託報酬	<sup>1</sup> 550,685	<sup>1</sup> 544,381
未収投資助言報酬	<sup>1</sup> 126,638	<sup>1</sup> 195,353
繰延税金資産	54,282	116,799
その他	6,190	2,979
貸倒引当金	-	8,785
流動資産合計	6,223,622	9,067,453
固定資産		
有形固定資産		
建物	<sup>2</sup> 69,910	<sup>2</sup> 135,328
器具備品	<sup>2</sup> 136,629	<sup>2</sup> 178,423
有形固定資産合計	206,539	313,752
無形固定資産		
ソフトウェア	44,228	33,466
電話加入権	6,662	6,662
その他	755	586
無形固定資産合計	51,646	40,714
投資その他の資産		
長期差入保証金	<sup>1</sup> 204,426	<sup>1</sup> 190,699
長期前払費用	365	275
繰延税金資産	19,854	25,824
施設利用権	49,000	49,000
貸倒引当金	48,000	48,000
投資その他の資産合計	225,645	217,799
固定資産合計	483,831	572,266
資産合計	6,707,454	9,639,719

(単位：千円)

	第24期 (平成22年3月31日現在)	第25期 (平成23年3月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	10,433	13,180
未払金	249,499	516,160
未払収益分配金	105	146
未払償還金	28,065	7,315
未払手数料	107,831	193,778
その他未払金	113,496	314,921
未払費用	48,119	94,353
未払法人税等	9,034	11,716
未払消費税等	11,774	-
賞与引当金	78,606	103,938
流動負債合計	407,468	739,349
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	16,119	119,390
資産除却債務	-	54,977
固定負債合計	16,119	174,368
負債合計	423,587	913,718
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	-	2,854,339
資本剰余金合計	660,443	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,448,381	1,036,176
利益剰余金合計	4,623,423	4,211,217
株主資本合計	6,283,866	8,726,001
純資産合計	6,283,866	8,726,001
負債・純資産合計	6,707,454	9,639,719

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,172,380	2,555,478
受入手数料	-	14,208
運用受託報酬	1,731,095	1,898,980
投資助言報酬	246,119	311,865
営業収益合計	4,149,595	4,780,534
営業費用		
支払手数料	1,226,938	1,272,371
広告宣伝費	20,282	17,415
公告費	1,140	1,444
調査費	569,699	776,846
調査費	273,646	347,459
委託調査費	296,052	429,387
委託計算費	214,468	281,257
営業雑経費	98,343	101,333
通信費	16,293	18,324
印刷費	73,629	65,644
協会費	5,629	6,857
諸会費	2,789	2,662
営業雑費	-	7,844
営業費用合計	2,130,871	2,450,668
一般管理費		
給料	1,199,808	1,406,694
役員報酬	56,262	63,577
給料・手当	951,163	1,140,380
賞与	192,382	202,737
その他報酬	22,884	17,264
賞与引当金繰入	78,606	103,938
福利厚生費	187,320	228,532
交際費	1,796	1,641
寄付金	-	100
旅費交通費	27,755	27,287
租税公課	17,285	22,389
不動産賃借料	255,113	238,996
退職給付費用	37,281	54,668
固定資産減価償却費	71,901	79,928
諸経費	101,732	135,011
一般管理費合計	2,001,487	2,316,454
営業利益	17,235	13,410

(単位：千円)

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業外収益		
受取利息	8,636	5,008
償還金等時効完成分	5,111	20,750
保険契約返戻金・配当金	<sup>1</sup> 1,738	<sup>1</sup> 2,265
還付加算金	5,459	-
雑益	1,391	467
営業外収益合計	22,338	28,491
営業外費用		
雑損	-	39
営業外費用合計	-	39
経常利益	39,573	41,862
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	<sup>2</sup> 212	<sup>2</sup> 13,467
合併関連費用	-	<sup>3</sup> 465,874
資産除去債務会計基準の適用に伴う 影響額	-	34,623
特別損失合計	212	513,965
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（ ）	39,361	472,102
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等調整額	16,747	68,487
法人税等合計	19,037	66,197
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,323	405,904



## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
<b>その他資本剰余金</b>		
前期末残高	-	-
当期変動額		
合併による増加	-	2,854,339
当期変動額合計	-	2,854,339
当期末残高	-	2,854,339
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額		
合併による増加	-	2,854,339
当期変動額合計	-	2,854,339
当期末残高	660,443	3,514,783
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
前期末残高	83,040	83,040
当期変動額	-	-
当期末残高	83,040	83,040
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>別途積立金</b>		
前期末残高	3,092,001	3,092,001
当期変動額	-	-
当期末残高	3,092,001	3,092,001
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	1,458,057	1,448,381
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	6,300
当期純利益又は当期純損失( )	20,323	405,904
当期変動額合計	9,676	412,205
当期末残高	1,448,381	1,036,176
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	4,633,099	4,623,423
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	6,300
当期純利益又は当期純損失( )	20,323	405,904
当期変動額合計	9,676	412,205
当期末残高	4,623,423	4,211,217
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	6,293,543	6,283,866
当期変動額		
合併による増加	-	2,854,339
剰余金の配当	30,000	6,300
当期純利益又は当期純損失( )	20,323	405,904
当期変動額合計	9,676	2,442,134
当期末残高	6,283,866	8,726,001

## 重要な会計方針

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>1. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1)有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～18年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>1. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1)有形固定資産 同左</p> <p>(2)無形固定資産 同左</p>
<p>2. 引当金の計上基準</p> <p>(1)貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p>	<p>2. 引当金の計上基準</p> <p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 同左</p> <p>(3)退職給付引当金 同左</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。</p>	<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左</p>

## 会計方針の変更

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>—————</p>	<p>1. 資産除去債務に関する会計基準等の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ3,326千円減少し、税引前当期純損失は37,949千円増加しております。</p> <p>2. 企業結合に関する会計基準等 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。</p>

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

第24期 (平成22年3月31日現在)	第25期 (平成23年3月31日現在)																				
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">35,828千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">126,638千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期差入保証金</td> <td style="text-align: right;">204,060千円</td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">76,292千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">244,766千円</td> </tr> </table>	未収運用受託報酬	35,828千円	未収投資助言報酬	126,638千円	長期差入保証金	204,060千円	建物	76,292千円	器具備品	244,766千円	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">9,887千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">181,486千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期差入保証金</td> <td style="text-align: right;">190,313千円</td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">118,809千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">324,154千円</td> </tr> </table>	未収運用受託報酬	9,887千円	未収投資助言報酬	181,486千円	長期差入保証金	190,313千円	建物	118,809千円	器具備品	324,154千円
未収運用受託報酬	35,828千円																				
未収投資助言報酬	126,638千円																				
長期差入保証金	204,060千円																				
建物	76,292千円																				
器具備品	244,766千円																				
未収運用受託報酬	9,887千円																				
未収投資助言報酬	181,486千円																				
長期差入保証金	190,313千円																				
建物	118,809千円																				
器具備品	324,154千円																				

## （損益計算書関係）

第24期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第25期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)						
<p>1 全て関係会社に対する金額であります。</p> <p>2 固定資産除却損は器具備品212千円であります。</p>	<p>1 全て関係会社に対する金額であります。</p> <p>2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">1,075千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">12,392千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right;">13,467千円</td> </tr> </table> <p>3 主に、会社合併に伴う資産運用システム統合に関する費用166,443千円、特別退職加算金等154,794千円、退職給付制度改定損75,717千円を計上しております。</p>	器具備品	1,075千円	ソフトウェア	12,392千円	計	13,467千円
器具備品	1,075千円						
ソフトウェア	12,392千円						
計	13,467千円						

## （株主資本等変動計算書関係）

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当り配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当り配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	利益剰余金	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	6,286株	-	18,887株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当り配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

## （リース取引関係）

第24期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）	第25期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）
重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。	同左

(金融商品関係)

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。

また、営業債権である未収投資助言報酬は、当社親会社への債権であり、その回収にかかるリスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、長期差入保証金（貸借対照表計上額204,426千円）は、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,244,171	5,244,171	-
(2)未収委託者報酬	196,221	196,221	-
(3)未収運用受託報酬	550,685	550,685	-
(4)未収投資助言報酬	126,638	126,638	-
資産計	6,117,717	6,117,717	-
(1)未払手数料	107,831	107,831	-
(2)その他未払金	113,496	113,496	-
負債計	221,327	221,327	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

## (1)未払手数料、(2)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	5,243,971	-	-	-
未収委託者報酬	196,221	-	-	-
未収運用受託報酬	550,685	-	-	-
未収投資助言報酬	126,638	-	-	-
合計	6,117,517	-	-	-

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	7,654,615	7,654,615	-
(2)未収委託者報酬	461,977	461,977	-
(3)未収運用受託報酬	544,381	544,381	-
(4)未収投資助言報酬	195,353		
貸倒引当金 <sup>(1)</sup>	8,785		
	186,568	186,568	-
(5)長期差入保証金	190,699	183,759	6,939
資産計	9,038,241	9,031,302	6,939
(1)未払手数料	193,778	193,778	-
(2)その他未払金	314,921	314,921	-
負債計	508,699	508,699	-

(1)未収投資助言報酬に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (4)未収投資助言報酬

未収投資助言報酬のうち一般債権については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、未収投資助言報酬のうち貸倒懸念債権については、財務内容評価法による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

## (5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

## (1)未払手数料、(2)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	7,654,389	-	-	-
未収委託者報酬	461,977	-	-	-
未収運用受託報酬	544,381	-	-	-
未収投資助言報酬	186,568	-	-	-
長期差入保証金	-	-	190,313	-
合計	8,847,316	-	190,313	-

## （有価証券関係）

第24期（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

第25期（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引関係）

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

## （退職給付関係）

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

## 2. 退職給付債務及びその内訳

	第24期 (平成22年3月31日)
(1)退職給付債務 (千円)	251,570
(2)年金資産 (千円)	235,451
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	16,119
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	16,119

## 3. 退職給付費用の内訳

	第24期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
退職給付費用 (千円)	37,281

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。



## 2. 退職給付債務及びその内訳

	第25期 (平成23年3月31日現在)
(1)退職給付債務 (千円)	375,538
(2)年金資産 (千円)	256,147
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	119,390
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	119,390

## 3. 退職給付費用の内訳

	第25期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
退職給付費用 (千円)(注1)	54,668

(注1)退職給付費用には、勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額1,346千円が含まれております。

(注2)上記の退職給付費用以外に特別退職金150,044千円、退職給付制度改定損75,717千円を特別損失「合併関連費用」に含めて計上しております。なお、退職給付制度改定損は、当社の退職金規程を、合併に伴い改定したことにより発生したものであります。

(ストック・オプション等関係)

第24期 (自平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)  
該当事項はありません。

第25期 (自平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)  
該当事項はありません。

## ( 税効果会計関係 )

第24期 (平成22年3月31日現在)	第25期 (平成23年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳
繰延税金資産 <span style="float: right;">千円</span>	繰延税金資産 <span style="float: right;">千円</span>
未払費用否認 <span style="float: right;">4,207</span>	税務上の繰越欠損金 <span style="float: right;">468,586</span>
賞与引当金繰入限度超過額 <span style="float: right;">31,985</span>	税務上の繰延資産償却超過額 <span style="float: right;">69,633</span>
ゴルフ会員権評価損否認 <span style="float: right;">2,441</span>	退職給付引当金繰入限度超過額 <span style="float: right;">48,580</span>
貸倒引当金繰入限度超過額 <span style="float: right;">19,531</span>	賞与引当金繰入限度超過額 <span style="float: right;">42,292</span>
未払事業税 <span style="float: right;">2,984</span>	その他 <span style="float: right;">106,485</span>
未払福利厚生費否認 <span style="float: right;">11,011</span>	繰延税金資産小計 <span style="float: right;">735,577</span>
退職給付引当金繰入限度超過額 <span style="float: right;">6,558</span>	評価性引当額 <span style="float: right;">586,024</span>
税務上の繰越欠損金 <span style="float: right;">13,086</span>	繰延税金資産合計 <span style="float: right;">149,552</span>
その他 <span style="float: right;">4,303</span>	繰延税金負債
繰延税金資産小計 <span style="float: right;">96,109</span>	資産除去費用 <span style="float: right;">6,928</span>
評価性引当額 <span style="float: right;">21,972</span>	繰延税金負債合計 <span style="float: right;">6,928</span>
繰延税金資産合計 <span style="float: right;">74,136</span>	繰延税金資産の純額 <span style="float: right;">142,624</span>
繰延税金負債 <span style="float: right;">-</span>	
繰延税金資産の純額 <span style="float: right;">74,136</span>	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 <span style="float: right;">40.69%</span>	税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目 <span style="float: right;">1.85%</span>	
住民税均等割 <span style="float: right;">5.82%</span>	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 <span style="float: right;">48.36%</span>	

## （企業結合等関係）

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

共通支配下の取引等

## （1）結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業の名称及び事業の内容

名称 当社の兄弟会社である安田投信投資顧問株式会社

事業の内容 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業

企業結合日

平成22年10月1日

企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

明治安田アセットマネジメント株式会社

取引の目的を含む取引の概要

## ・吸収合併の目的

両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていくためであります。

## ・合併比率等

安田投信投資顧問株式会社の普通株式1株につき、当社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付し、普通株式6,286株を発行しました。また、本合併による資本金の増加はありません。

## （2）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## （資産除去債務関係）

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

## （1）当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

## （2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（16年）としており、割引率は0.896%を適用しております。

## （3）当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高(注)	54,489千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	488千円
期末残高	54,977千円

(注) 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

（持分法損益等）

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）  
該当事項はありません。

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）  
該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）  
該当事項はありません。

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）  
該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への売上高	2,555,478	14,208	1,898,980	311,865	4,780,534

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	621,584

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

## （関連当事者情報）

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	（被所有） 直接90%

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
投資顧問運用助言及び設備の賃借等 役員の兼任	運用受託報酬	31,784千円	未収運用受託報酬	35,828千円
	投資助言報酬	246,119千円	未収投資助言報酬	126,638千円
	事務所家賃	246,655千円	長期差入保証金	204,060千円

## 取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬については、契約に基づき報酬を算出しております。

事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

（注1）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	（被所有） 直接92.86%

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
資産運用サービスの提供、 当社投信商品の販売、設備の賃借 及び役員の兼任	運用受託報酬	35,471千円	未収運用受託報酬	9,887千円
	投資助言報酬	306,784千円	未収投資助言報酬	181,486千円
	支払手数料	112,478千円	未払手数料	43,228千円
	事務所家賃	234,107千円	前払家賃	19,655千円
			長期差入保証金	190,313千円

## 取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

事務所家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

（注1）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

## （1株当たり情報）

	第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第25期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
1株当たり純資産額	498,680円02銭	1株当たり純資産額 462,010円97銭
1株当たり当期純利益	1,612円87銭	1株当たり当期純損失 25,796円30銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

## 1株当たり純資産額

	第24期 （平成22年3月31日現在）	第25期 （平成23年3月31日現在）
貸借対照表の純資産の部の合計金額（千円）	6,283,866	8,726,001
普通株式に係る純資産額（千円）	6,283,866	8,726,001
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	12,601	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	12,601	18,887

## 1株当たり当期純利益

	第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第25期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	20,323	405,904
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	20,323	405,904
期中平均株式数（株）	12,601	15,735

## (重要な後発事象)

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)												
<p>・安田投信投資顧問株式会社との合併について 当社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結しました。当該合併契約につきましては、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ております。</p> <p>1. 合併の目的 資産運用業界は金融・経済危機を受けて、厳しい環境下にあり、資産運用会社は運用力のさらなる強化と経営効率のいっそうの向上を求められております。こうした環境を踏まえ、今後さらに多様化、高度化していくお客さまのニーズに的確に対応していくためには、両社が各々の独自性を伸ばしていくという従来の方角から、両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていく方向とすることが最善の道であると判断し、両社間で合併の合意に至りました。</p> <p>2. 合併する相手会社の名称 安田投信投資顧問株式会社</p> <p>3. 合併の方法、合併後の会社の名称 本合併にあたっては、当社を吸収合併存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とします。 また、新会社の商号は、明治安田アセットマネジメント株式会社（英文名：Meiji Yasuda Asset Management Company Ltd.）とします。</p> <p>4. 合併比率等 (1) 合併比率 安田投信投資顧問株式会社の普通株式1株につき、当社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付します。 (2) 合併により発行する株式の種類及び数 当社は、本合併に際して、普通株式6,286株を発行します。 (3) 資本金、資本準備金その他 本合併により増加する資本金および準備金等は、次のとおりです。 資本金 0円 資本準備金 0円 その他資本剰余金 会社計算規則第35条第2項の株主資本等変動額から前2号の合計額を控除した金額 利益準備金 0円 その他利益剰余金 0円</p> <p>5. 安田投信投資顧問株式会社の概要 (1) 事業内容 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業 (2) 営業成績及び財産の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年3月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>2,820百万円</td> </tr> <tr> <td>当期純損失</td> <td>255百万円</td> </tr> <tr> <td>資産の額</td> <td>3,935百万円</td> </tr> <tr> <td>負債の額</td> <td>299百万円</td> </tr> <tr> <td>純資産の額</td> <td>3,635百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 合併効力発生日 平成22年10月1日</p>	区分	平成21年3月期	営業収益	2,820百万円	当期純損失	255百万円	資産の額	3,935百万円	負債の額	299百万円	純資産の額	3,635百万円	
区分	平成21年3月期												
営業収益	2,820百万円												
当期純損失	255百万円												
資産の額	3,935百万円												
負債の額	299百万円												
純資産の額	3,635百万円												

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

平成22年10月1日付で、定款について次の変更を行いました。

- ・安田投信投資顧問株式会社と合併し、商号を明治安田アセットマネジメント株式会社に変更しました。
- ・公告方法の変更を行いました。（電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う）に変更しました。）

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。



## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,260百万円（平成23年3月31日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) 平成23年3月31日現在	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社 楽天証券株式会社 株式会社 S B I 証券	10,000 7,495 47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天銀行株式会社 株式会社大垣共立銀行 株式会社東京都民銀行 株式会社北陸銀行 株式会社北海道銀行	25,954 36,166 48,120 140,409 93,524	日本において、銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
明治安田生命保険相互会社	470,000 平成23年3月末現在の基金 および基金償却積立金の合計	日本において、保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

#### (3) 投資顧問会社

マザーファンドの運用の一部を委託している投資顧問会社として、以下の法人があります。

##### < 明治安田欧州株式マザーファンド >

名称	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド
資本金の額	38,833万ポンド（平成22年12月末現在）
事業の内容	イギリスにおいて、内外の有価証券等に係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでおります。

##### < 明治安田外国債券マザーファンド >

名称	UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド
資本金の額	12,500万ポンド（平成23年3月末現在）
事業の内容	イギリスにおいて、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を行っています。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき再信託受託会社に委託することがあります。

### (2) 販売会社

販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

### (3) 投資顧問会社

投資顧問会社として、運用指図に関する権限の一部の委託を受けて、投資判断・発注等を行います。

## 3【資本関係】

「販売会社」である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株（持株比率92.86%）です。

（参考情報：再信託受託会社の概要）

### 1．名称、資本金の額及び事業の内容

（平成23年3月31日現在）

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
資産管理サービス信託銀行株式会社	50,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

### 2．関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

### 3．資本関係

該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙に、その使用開始日及び委託会社等の情報として、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額を掲載します。
- (3) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「1. ファンドの目的・特色」、「2. 投資リスク」、「4. 手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5) 請求目論見書に約款を掲載し、届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して、交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (8) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。
  - 「投資信託説明書（目論見書）」
  - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
  - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (9) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年7月15日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド20の平成22年5月21日から平成23年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド20の平成23年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年7月15日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド50の平成22年5月21日から平成23年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド50の平成23年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年7月15日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド70の平成22年5月21日から平成23年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド70の平成23年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[前へ](#) [次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年6月27日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 公高  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村 始史  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 前正紀  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[前へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年7月16日

安田投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている安田ライフプランファンド20の平成21年5月21日から平成22年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田ライフプランファンド20の平成22年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

安田投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)



## 独立監査人の監査報告書

平成22年7月16日

安田投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている安田ライフプランファンド50の平成21年5月21日から平成22年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田ライフプランファンド50の平成22年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

安田投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年7月16日

安田投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている安田ライフプランファンド70の平成21年5月21日から平成22年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田ライフプランファンド70の平成22年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

安田投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[前へ](#) [次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

MDAMアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森 公高

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象の「安田投信投資顧問株式会社との合併について」に記載されているとおり、会社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結している。当該合併契約については、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[前へ](#)